

大阪府における光化学スモッグ  
発生 の 現況 と その 対策

2016年度

大阪府環境農林水産部

本資料は、2016年度におけるオキシダント緊急時（光化学スモッグ）の発生及び被害の訴え状況等の現況並びに対処体制について、取りまとめたものです。

大阪府におけるオキシダント緊急時等の発令・解除基準

発令区分	発令基準	解除基準
光化学スモッグ予報 (府条例第45条)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき。
光化学スモッグ注意報 (大気汚染防止法第23条第1項)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき。なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
光化学スモッグ警報 (府条例第46条第1項)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき。
光化学スモッグ 重大緊急警報 (大気汚染防止法第23条第2項)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき。

※府条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例

注：本資料における組織名称等は2016年度のものに記載しています。

2017年4月1日時点では、光化学発令判断局として2016年8月に「金岡局」が廃止され、「金岡南局」が新設されています。

また、2016年9月に「国設大阪局」が移設し住所を変更しています。

参考：2017年3月に「守口保健所局」が移設し、名称が「西部コミュニティセンター局」となり住所を変更しています。

## 第1編 光化学スモッグの現況

1	光化学スモッグの発生及び被害の訴えの状況とその推移	1
(1)	緊急時発令の状況	1
図 1-1-1	光化学スモッグ予報・注意報発令回数の推移	1
表 1-1-1	オキシダント緊急時等の発令状況	2
図 1-1-2	大阪府光化学スモッグ発令地域区分	3
図 1-1-3	注意報発令回数（地域別）	3
表 1-1-2	地域別、発令回数及び延べ発令時間の推移（10年間）	4
表 1-1-3	発令延時間、発令回数等の経年変化（1971年度～2016年度）	5
図 1-1-4	月別光化学スモッグ予報発令回数の推移	6
表 1-1-4	月別光化学スモッグ予報発令回数の推移（10年間）	6
図 1-1-5	月別光化学スモッグ注意報発令回数の推移	7
表 1-1-5	月別光化学スモッグ注意報発令回数の推移（10年間）	7
表 1-1-6	光化学スモッグ気象情報発表状況	8
(2)	被害の訴えの状況	9
図 1-1-6	被害届出件数の推移	9
(3)	全国における緊急時発令等の状況	10
表 1-1-7	都府県別・月別の光化学スモッグ注意報等の発令状況	10
表 1-1-8	都府県別・月別の被害届出状況	10
2	光化学オキシダントによる大気汚染状況と気象の概況	11
(1)	光化学オキシダントによる大気汚染状況	11
図 1-2-1	光化学オキシダント最高濃度及び高濃度日数の推移	11
表 1-2-1	光化学オキシダント最高濃度の推移	12
表 1-2-2	光化学オキシダント日最高濃度が 0.12ppm 以上であった日数	12
表 1-2-3	光化学オキシダント日最高濃度が 0.12ppm 以上であった日数の推移	13
図 1-2-2	各測定局における光化学オキシダントの日最高濃度が 0.12ppm 以上であった日数	14
図 1-2-3	光化学オキシダントの昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた平均日数の推移	15
図 1-2-4	非メタン炭化水素濃度の推移	15
(2)	気象の概況	16
1)	平年値との比較	16
表 1-2-4	気象項目の平年値との比較	16
図 1-2-5	日最高気温と日照時間の平年との比較	16
2)	各月の概況	17
	〔参考〕光化学オキシダントによる日別汚染状況（4月～10月）	18
(3)	高濃度出現日の解析	22
1)	気象の概況	22
図 1-2-6	地上天気図 8月5日	22
図 1-2-7	府内の光化学オキシダント濃度分布図及び風向風速図 8月5日	23
2)	光化学オキシダント濃度等の状況	24
図 1-2-8	エマグラム 8月5日	24
図 1-2-9	地域別光化学オキシダント濃度の経時変化図 8月5日	25
図 1-2-10	高層天気図（500hPa）8月5日	26
3	光化学スモッグに関する調査研究	27
表 1-3-1	光化学スモッグに関する調査研究の実施状況	27

## 第2編 光化学スモッグ対処体制

1	常時監視測定網	28
	図 2-1-1 光化学オキシダント濃度測定点及び発令に関する地域の区分	29
2	オキシダント緊急時等の発令基準及び発令地域	30
	表 2-2-1 オキシダント緊急時等の発令・解除基準	30
	表 2-2-2 オキシダント緊急時等の発令地域区分	31
	[参考] オキシダント緊急時等の発令基準等の推移(1971年度～)	31
3	緊急時等における通報連絡体制	32
	(1)大阪管区気象台からの気象情報の通報等	32
	表 2-3-1 大阪府と大阪管区気象台の相互通報内容	32
	(2)緊急時等の通報連絡体制	33
	図 2-3-1 オキシダント緊急時等の発令通報体制	33
	表 2-3-2 予報等の発令時における周知事項及び周知方法	34
	図 2-3-2 オキシダント緊急時におけるホームページでの周知例	35
	表 2-3-3 オキシダント緊急時等の公立学校における措置	35
4	緊急時等における発生源対策	36
	(1)固定発生源対策	36
	表 2-4-1 緊急時対象工場	36
	表 2-4-2 緊急時対象工場に対する緊急時の措置の内容	37
	表 2-4-3 緊急時対象工場における排出ガス量の削減計画のまとめ	38
	(2)移動発生源対策	39
	表 2-4-4 移動発生源に対する緊急時措置の内容	39
	(3)事業者の配慮事項	39
5	被害の訴えへの対処体制	40
	図 2-5-1 光化学スモッグによると思われる被害の訴えがあった場合の主な連絡経路	40
	[参考] 光化学スモッグ被害調査票(一般用)	41
	[参考] 光化学スモッグ被害調査票(学校用)	42

## 第3編 資料

1	光化学スモッグの概要	43
	(1)光化学スモッグの歴史	43
	(2)光化学スモッグの発生機構	43
	図 3-1-1 光化学スモッグの発生機構	44
	(3)光化学スモッグによる被害	44

# 第1編 光化学スモッグの現況

## 1 光化学スモッグの発生及び被害の訴えの状況とその推移

### (1) 緊急時発令の状況

2016年度において、光化学スモッグ予報9回、注意報7回の発令を行いました。注意報の発令回数は、直近10年間の平均的な回数と同程度でした。(図1-1-1)。

地域別では6の地域(南河内地域)で予報、注意報とも発令が最も多くなりました。一方、5の地域(北大阪地域)では、予報、注意報ともに発令はありませんでした。(図1-1-3、表1-1-1、1-1-2)

光化学スモッグ予報第1号の発令は5月21日でした。(表1-1-3)

月別では7月から8月にかけて発令が多く、また、地域別では南河内地域の発令が他に比べ最も多くなりました。

これは、気温の上昇など光化学スモッグが発生しやすい気象条件となった日に、窒素酸化物等の汚染物質が日中の海風等により金剛山地や和泉葛城山系に囲まれた地域に滞留しやすい状況となるが多かったためと考えられます。

(図1-1-4、1-1-5、表1-1-4、1-1-5)

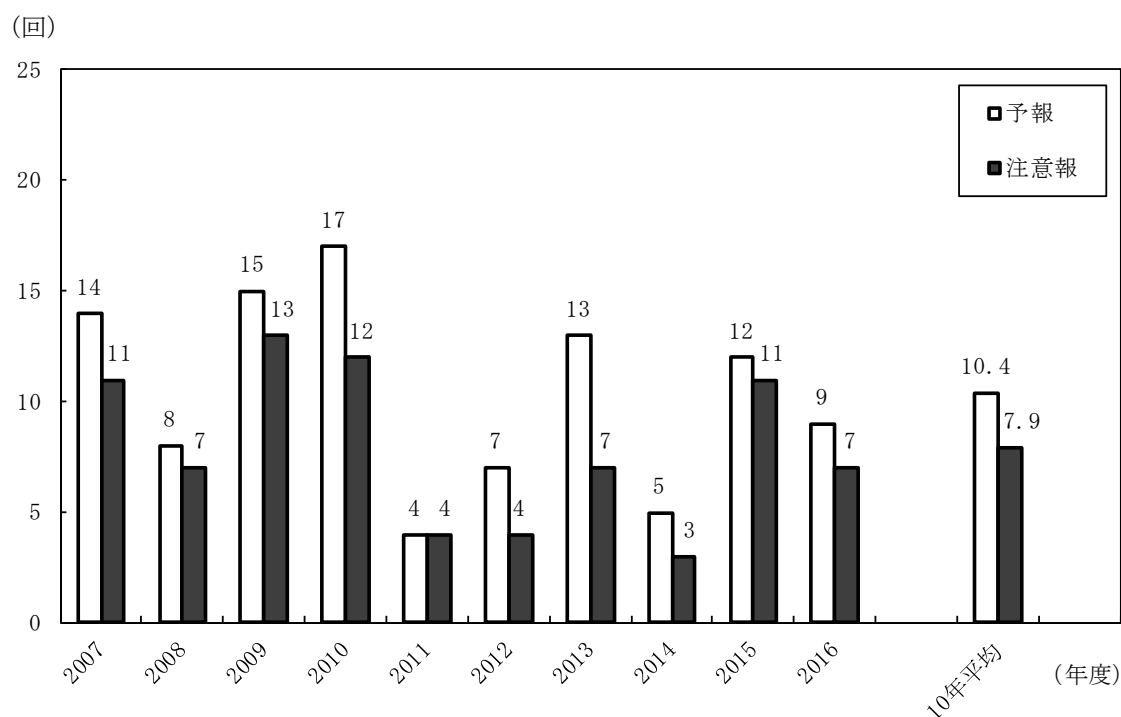


図1-1-1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数の推移

表1-1-1 オキシダント緊急時等の発令状況

表1-1-1 発令状況

発令月日	発令号数		発令時刻	解除時刻	発令時間	発令地域							最高濃度 (ppm)
	予報	注意報											
5.21(土)	1	/	13:30	17:20	3:50						6	0.128	
			14:30	17:20	2:50			4					
	/	1	14:30	17:20	2:50						6		
6.18(土)	2	/	13:30	17:40	4:10				4		6	0.124	
			14:30	17:40	3:10			3					
			15:30	17:40	2:10		2						
		2	15:30	17:40	2:10	2				6			
7.19(火)	3	/	15:30	17:20	1:50					6	0.123		
7.20(水)	4	/	15:00	17:20	2:20				4		6	0.132	
			15:30	17:20	1:50						6		
7.21(木)	5	/	14:30	17:20	2:50						6	0.125	
			15:30	17:20	1:50						6		
8.4(木)	6	/	15:00	17:20	2:20						6	0.124	
			15:30	17:20	1:50						6		
8.5(金)	7	/	13:30	17:20	3:50	1	2		4		6	0.146	
			15:30	17:20	1:50			3					
			14:30	17:20	2:50	1	2		4		6		
		6	16:00	17:20	1:20			3					
8.6(土)	8	/	13:30	15:30	2:00				4		6	0.131	
8.12(金)	9	/	12:30	16:30	4:00				4		6	0.130	
			13:30	16:30	3:00			3					
			13:30	16:30	3:00						6		

- 1の地域： 大阪市中心部の地域
- 2の地域： 大阪市北部及びその周辺地域
- 3の地域： 東大阪地域
- 4の地域： 堺市及びその周辺地域
- 5の地域： 北大阪地域
- 6の地域： 南河内地域
- 7の地域： 泉南地域

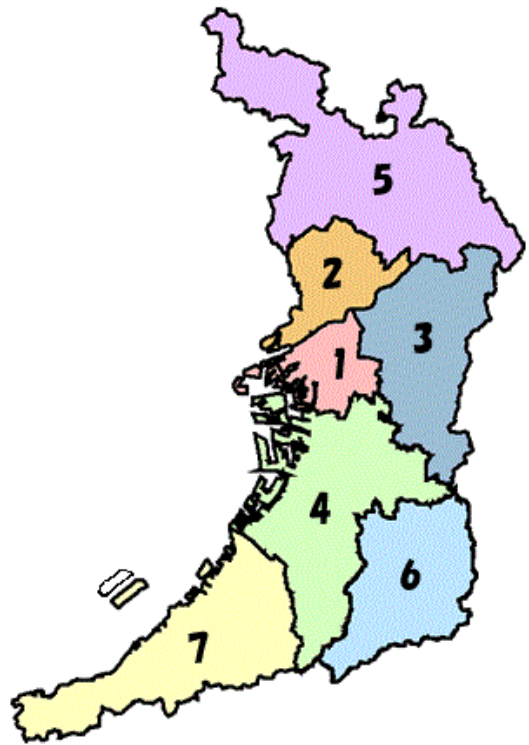


図 1-1-2 発令地域区分

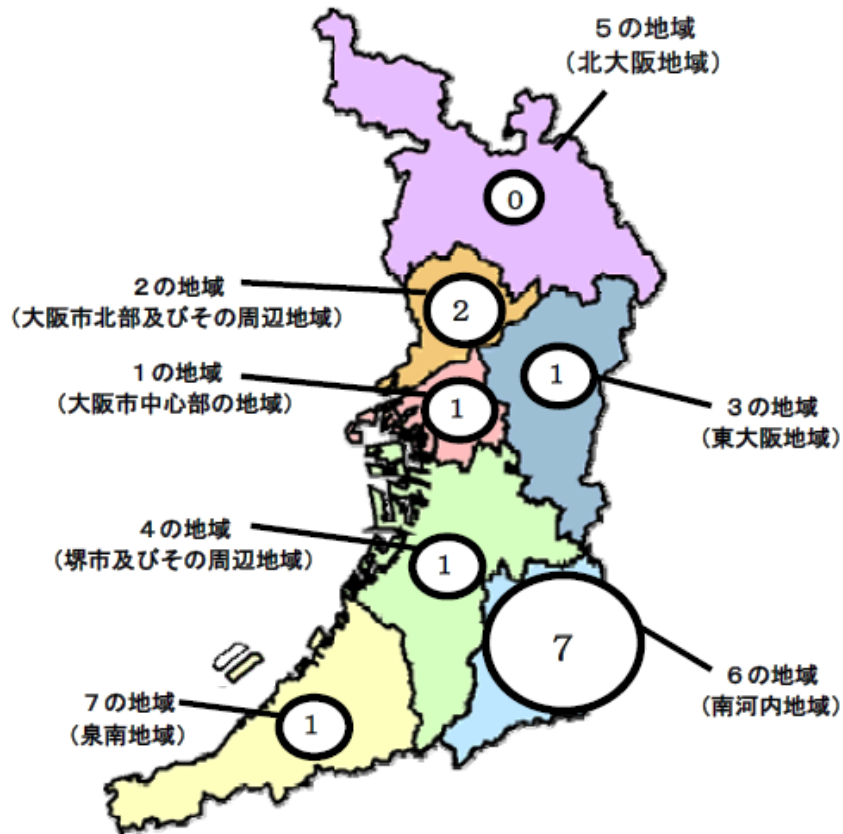


図 1-1-3 注意報発令回数（地域別）  
（○の中の数字が発令回数）

表 1-1-2 地域別、発令回数及び延べ発令時間の推移(10年間)

区分	地域	1の地域		2の地域		3の地域		4の地域		5の地域		6の地域		7の地域		府域	
	回数等 年度	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間
光化学スモッグ予報	2007	2	7:40	0	0:00	3	9:40	8	30:10	3	7:40	8	26:40	4	18:20	14	49:30
	2008	4	14:50	2	4:30	4	13:50	7	22:50	1	2:30	2	5:50	3	10:50	8	25:20
	2009	3	10:30	1	3:30	6	21:00	13	47:30	4	13:00	10	31:20	7	25:30	15	58:00
	2010	6	25:30	7	27:30	11	41:50	9	38:50	8	25:10	9	34:40	3	11:00	17	63:10
	2011	3	10:00	1	3:30	2	7:00	2	6:20	2	8:00	2	5:30	2	6:00	4	12:20
	2012	2	7:30	4	13:20	4	14:40	5	16:00	3	11:50	3	9:50	2	5:50	7	23:10
	2013	1	4:50	1	4:50	10	11:20	5	18:30	5	13:50	6	20:30	2	5:20	13	48:40
	2014	1	4:50	1	5:20	2	9:20	1	7:20	4	12:30	2	8:40	1	5:50	5	15:20
	2015	0	0:00	3	11:00	7	27:50	9	37:00	6	24:50	9	35:00	5	21:40	12	54:20
	2016	1	3:50	2	6:00	3	8:00	6	19:10	0	0:00	9	27:10	1	3:50	9	27:10
光化学スモッグ注意報	2007	0	0:00	0	0:00	3	7:40	6	19:40	1	2:00	7	19:40	2	8:20	11	34:00
	2008	1	2:00	1	2:00	1	3:00	5	14:20	0	0:00	1	3:50	2	5:50	7	18:20
	2009	1	3:00	1	3:00	4	13:00	11	32:00	3	9:00	5	14:20	3	11:40	13	41:00
	2010	2	6:00	3	6:30	8	23:30	7	27:00	6	14:30	4	15:00	1	4:00	12	40:30
	2011	1	3:00	1	3:00	2	4:30	2	5:00	2	6:30	2	4:00	1	1:00	4	9:30
	2012	1	1:50	2	4:40	2	6:40	2	6:40	3	7:30	0	0:00	0	0:00	4	11:20
	2013	0	0:00	1	3:20	3	9:00	4	11:00	3	7:50	4	9:00	0	0:00	7	19:50
	2014	0	0:00	1	4:50	1	6:50	1	5:50	3	8:10	1	6:50	1	4:50	3	10:10
	2015	0	0:00	2	5:30	6	21:20	7	23:00	6	18:50	6	17:00	3	10:40	11	40:20
	2016	1	2:50	2	5:00	1	1:20	1	2:50	0	0:00	7	16:20	1	2:50	7	16:20

1の地域： 大阪市中心部の地域  
 2の地域： 大阪市北部及びその周辺地域  
 3の地域： 東大阪地域  
 4の地域： 堺市及びその周辺地域  
 5の地域： 北大阪地域  
 6の地域： 南河内地域  
 7の地域： 泉南地域



表 1-1-3 発令延時間、発令回数等の経年変化(1971年度～2015年度)

年度	発令延時間、発令回数						最も早い発令日			最も遅い発令日			全域発令日数			気象情報 発表回数	被害訴え者数 (被害届出件数)
	予報		注意報		警報		予報	注意報	警報	予報	注意報	警報	予報	注意報	警報		
	延時間	回数	延時間	回数	延時間	回数											
1971	56:30	13	14:15	4	0:00	0	9月2日	8月9日		10月22日	9月14日		3	0	0	-	1,600(62)
1972	143:20	31	72:30	18	0:00	0	5月7日	5月11日		10月8日	10月8日		7	1	0	11	1,640(102)
1973	229:10	48	123:20	26	2:00	1	5月1日	5月1日	8月11日	10月10日	10月2日	8月11日	9	4	0	18	3,122(156)
1974	200:20	48	100:10	27	0:00	0	4月13日	4月13日		10月26日	10月26日		15	3	0	5	774(55)
1975	149:50	39	76:30	23	0:00	0	5月12日	5月12日		10月1日	9月26日		14	1	0	30	290(24)
1976	154:30	42	73:30	25	0:00	0	4月27日	4月27日		10月13日	10月13日		12	0	0	31	176(9)
1977	112:50	33	67:40	25	0:00	0	5月10日	5月11日		10月15日	10月15日		8	0	0	27	41(3)
1978	72:45	21	39:40	16	0:00	0	5月13日	5月27日		10月3日	9月18日		2	0	0	22	77(11)
1979	46:00	13	33:00	12	0:00	0	5月25日	5月25日		9月21日	9月21日		5	0	0	8	378(12)
1980	39:40	12	28:20	10	0:00	0	5月12日	5月29日		9月19日	9月19日		1	0	0	9	325(6)
1981	46:50	13	35:20	12	0:00	0	5月27日	5月27日		8月20日	8月20日		1	0	0	14	9(6)
1982	37:00	11	24:10	8	0:00	0	5月11日	5月19日		10月14日	10月14日		0	0	0	5	0(0)
1983	32:50	8	27:00	8	0:00	0	6月2日	6月2日		8月31日	8月31日		1	0	0	12	18(2)
1984	49:50	12	31:40	9	0:00	0	5月30日	5月30日		8月31日	8月24日		3	0	0	17	11(4)
1985	79:40	19	61:00	19	0:00	0	5月12日	5月12日		10月9日	10月9日		4	0	0	15	16(6)
1986	65:20	17	47:40	16	0:00	0	6月1日	6月1日		9月7日	9月7日		4	0	0	30	0(0)
1987	111:40	25	80:00	21	0:00	0	5月8日	5月8日		9月22日	9月20日		5	1	0	11	166(1)
1988	37:20	11	21:00	8	0:00	0	5月17日	5月19日		9月1日	9月1日		0	0	0	9	0(0)
1989	54:20	17	28:50	10	0:00	0	5月24日	5月24日		10月25日	8月29日		2	0	0	15	5(1)
1990	117:00	28	88:50	27	0:00	0	6月7日	6月7日		9月6日	9月6日		7	1	0	29	0(0)
1991	29:30	10	18:30	8	0:00	0	6月5日	6月5日		9月12日	9月12日		0	0	0	7	0(0)
1992	65:10	19	32:40	11	0:00	0	6月1日	6月1日		9月15日	9月15日		0	0	0	16	0(0)
1993	43:50	14	25:20	11	0:00	0	5月7日	5月7日		9月2日	9月2日		0	0	0	9	1(1)
1994	68:00	19	45:00	15	0:00	0	6月5日	6月5日		9月10日	9月10日		3	0	0	32	0(0)
1995	32:50	9	23:00	8	0:00	0	6月30日	6月30日		8月29日	8月29日		0	0	0	10	45(7)
1996	44:20	15	22:10	10	0:00	0	6月16日	6月23日		9月19日	9月19日		0	0	0	25	0(0)
1997	20:50	7	8:20	3	0:00	0	6月14日	7月21日		9月12日	9月11日		0	0	0	12	0(0)
1998	118:30	29	84:00	25	0:00	0	5月20日	5月21日		9月15日	9月12日		1	0	0	23	2(2)
1999	40:40	13	25:20	11	0:00	0	5月14日	5月15日		10月1日	10月1日		1	1	0	14	161(3)
2000	114:50	30	72:20	23	0:00	0	5月9日	5月9日		9月21日	9月21日		3	0	0	29	55(3)
2001	90:10	26	56:10	20	0:00	0	6月4日	6月9日		9月20日	9月20日		1	1	0	21	2(1)
2002	54:10	15	33:10	11	0:00	0	6月3日	6月3日		9月11日	9月5日		0	0	0	10	4(2)
2003	72:10	21	39:10	14	0:00	0	5月5日	5月5日		9月18日	9月18日		0	0	0	9	0(0)
2004	53:10	17	29:10	10	0:00	0	5月8日	6月16日		10月1日	9月3日		0	0	0	13	0(0)
2005	46:30	12	28:00	10	0:00	0	5月31日	6月1日		9月3日	9月3日		0	0	0	6	41(5)
2006	87:30	18	67:00	17	0:00	0	6月1日	6月1日		10月19日	9月8日		2	1	0	15	0(0)
2007	49:30	14	34:00	11	0:00	0	5月9日	5月9日		9月22日	9月12日		0	0	0	14	0(0)
2008	25:20	8	18:20	7	0:00	0	7月12日	7月12日		9月11日	9月11日		0	0	0	10	0(0)
2009	58:00	15	41:00	13	0:00	0	5月11日	5月11日		9月7日	8月20日		0	0	0	15	0(0)
2010	63:10	17	40:30	12	0:00	0	5月22日	5月22日		9月10日	8月23日		2	0	0	22	1(1)
2011	12:20	4	9:30	4	0:00	0	7月16日	7月16日		9月14日	9月14日		1	0	0	3	0(0)
2012	23:10	7	11:20	4	0:00	0	7月26日	7月26日		9月7日	8月9日		0	0	0	9	6(1)
2013	48:40	13	19:50	7	0:00	0	5月14日	8月8日		9月20日	9月20日		0	0	0	17	0(0)
2014	15:20	5	10:10	3	0:00	0	6月1日	6月1日		7月15日	7月15日		1	0	0	3	7(1)
2015	54:20	12	40:20	11	0:00	0	5月27日	5月27日		8月28日	8月28日		0	0	0	15	0(0)
2016	27:10	9	16:20	7	0:00	0	5月21日	5月21日		8月12日	8月12日		0	0	0	18	0(0)

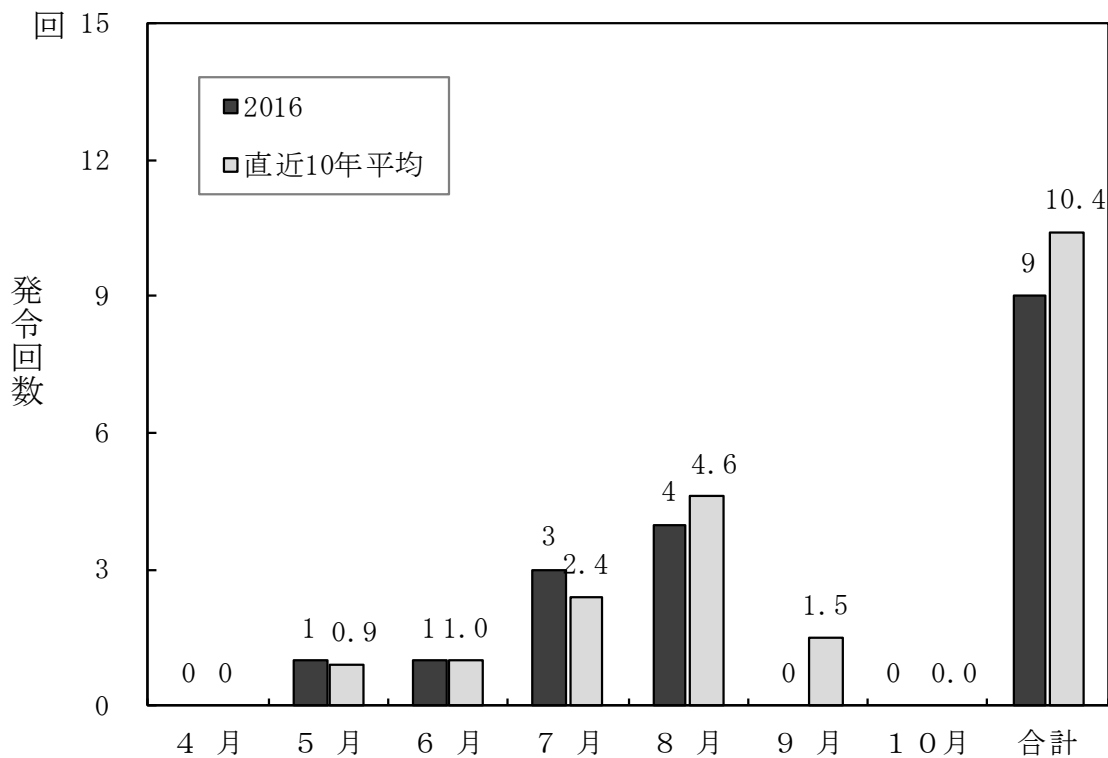


図 1-1-4 月別光化学スモッグ予報発令の推移

表 1-1-4 月別光化学スモッグ予報発令回数の推移 (10年間)

区分	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	合計
光化学スモッグ予報	2007	0	1	1	4	3	5	0	14
	2008	0	0	0	3	3	2	0	8
	2009	0	2	3	1	8	1	0	15
	2010	0	1	2	5	7	2	0	17
	2011	0	0	0	1	2	1	0	4
	2012	0	0	0	3	3	1	0	7
	2013	0	1	1	0	8	3	0	13
	2014	0	0	2	3	0	0	0	5
	2015	0	3	0	1	8	0	0	12
	2016	0	1	1	3	4	0	0	9
	直近10年平均	0	0.9	1.0	2.4	4.6	1.5	0.0	10.4

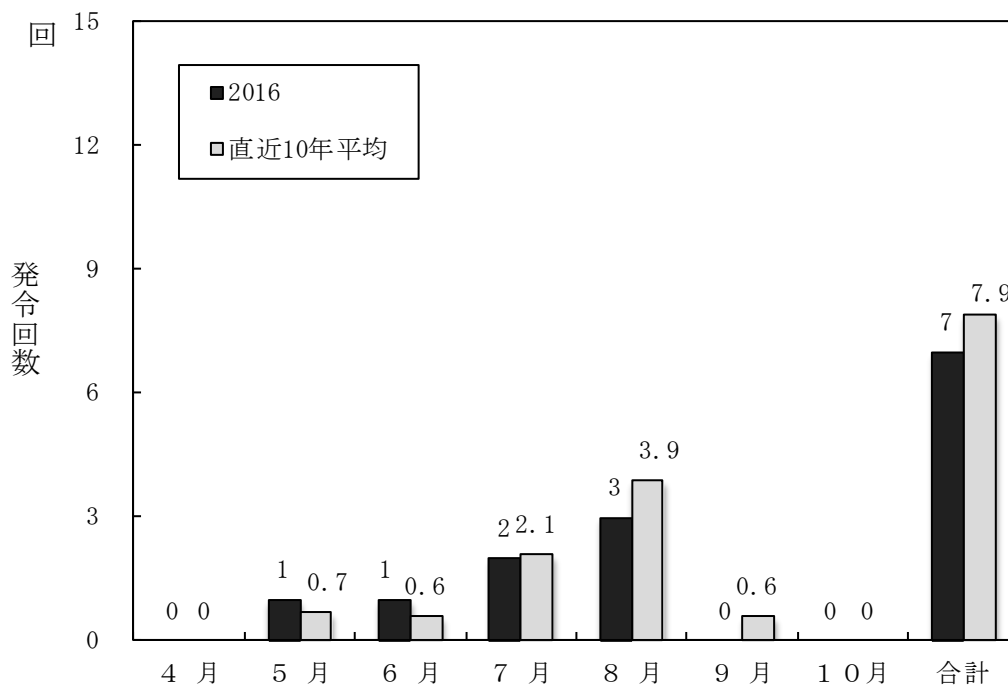


図1-1-5 月別光化学スモッグ注意報発令の推移

表1-1-5 月別光化学スモッグ注意報発令回数の推移（10年間）

区分	年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	合計
光化学スモッグ注意報	2007	0	1	1	4	3	2	0	11
	2008	0	0	0	2	3	2	0	7
	2009	0	2	3	1	7	0	0	13
	2010	0	1	0	5	6	0	0	12
	2011	0	0	0	1	2	1	0	4
	2012	0	0	0	3	1	0	0	4
	2013	0	0	0	0	6	1	0	7
	2014	0	0	1	2	0	0	0	3
	2015	0	2	0	1	8	0	0	11
	2016	0	1	1	2	3	0	0	7
	直近10年平均	0	0.7	0.6	2.1	3.9	0.6	0	7.9

大阪管区气象台による光化学スモッグ気象情報は、18回（前年度15回）発表されました。  
 (表1-1-6)

表1-1-6 光化学スモッグ気象情報の発表状況

月日	曜日	気象情報	発表時刻	当日の発令状況	
				予報	注意報
5月20日	金	1号	10:20		
5月21日	土	2号	10:20	1号	1号
5月22日	日	3号	10:20		
5月23日	月	4号	10:20		
6月18日	土	5号	10:20	2号	2号
7月20日	水	6号	10:20	4号	3号
7月21日	木	7号	10:20	5号	4号
7月22日	金	8号	10:20		
8月3日	水	9号	10:20		
8月4日	木	10号	10:20	6号	5号
8月5日	金	11号	10:20	7号	6号
8月6日	土	12号	10:20	8号	
8月7日	日	13号	10:20		
8月12日	金	14号	10:20	9号	7号
8月13日	土	15号	10:20		
8月16日	火	16号	10:20		
8月20日	土	17号	10:20		
9月2日	金	18号	10:20		

## (2) 被害の訴えの状況

2016年度における光化学スモッグによると思われる被害の訴えの届出は0件（0人）でした。被害の届出件数は、1971年度に初めて被害の訴えがあって以来、1973年度をピークに減少しており（表1-1-3参照）、直近10年では数年に1件程度となっています。（図1-1-6）

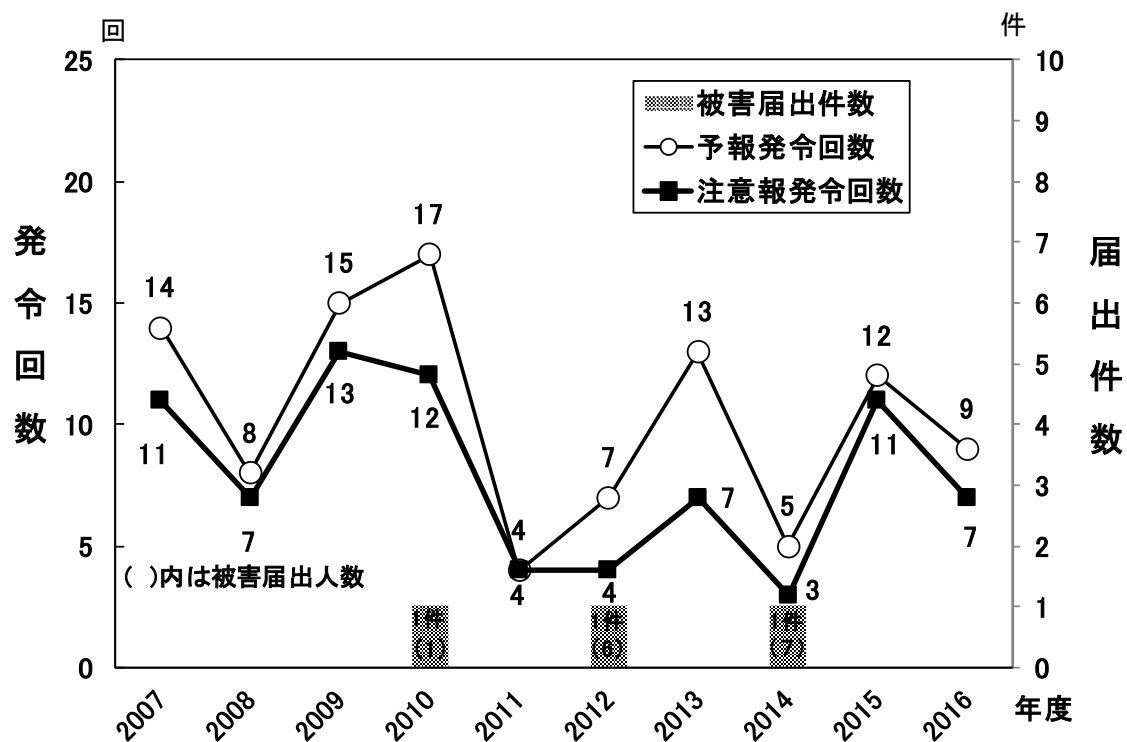


図1-1-6 被害届出件数の推移

### (3) 全国における緊急時発令等の状況

2016年度の全国の注意報等の発令状況は、発令都道府県数が16都府県、発令延日数は46日で、前年(17都府県101日)と比べて、いずれも減少しました。(表1-1-7)

都道府県別の注意報発令延日数は、大阪府及び岡山県が7日で最も多く(大阪府は2015年度全国で4番目)、次いで神奈川県及び広島県が6日でした。月別にみると7月の17日が最も多く、次いで8月の13日でした。

全国の光化学スモッグによると思われる被害の届出は、2県で合計46人であり(表1-1-8)、前年の1県で2人に比べて増加しました。

表1-1-7 都道府県別・月別光化学スモッグ注意報等の発令状況

(単位：日)

月 都道府県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
栃木県		1		1	1			3
群馬県		1	1					2
埼玉県				1				1
千葉県			1	1				2
東京都				4			1	5
神奈川県				4	1	1		6
山梨県				1				1
岐阜県					1			1
静岡県					1			1
滋賀県		1						1
大阪府		1	1	2	3			7
兵庫県					1			1
岡山県		1		3	3			7
広島県		4			2			6
香川県		1						1
福岡県		1						1
合計	0	11	3	17	13	1	1	46

(環境省報道発表資料 2017.3.28による) (2017年 警報発令無し)

表1-1-8 都道府県別・日別の被害届出状況

(単位：人)

月日 都道府県	5月24日	5月30日	5月31日	計
栃木	19			19
福岡		26	1	27
日別計	19	26	1	46

(環境省報道発表資料 2017.3.28による)

## 2 光化学オキシダントによる大気汚染状況と気象の概況

### (1) 光化学オキシダントによる大気汚染状況

光化学オキシダント濃度測定結果については、4月から10月までの1時間値について集計を行いました。過去10年間における光化学オキシダント高濃度日数（光化学オキシダントの日最高濃度が0.12ppm以上の日数）の推移をみると、2016年度の高濃度日数は11日間で、前年度（12日間）よりやや減少しましたが、過去10年間の平均的な日数でした。（図1-2-1）

光化学オキシダントの最高濃度は0.146ppmで、8月5日に6の地域（南河内地域）の富田林市役所局で記録しました（表1-2-1）。また、最高濃度について過去10年の推移をみると、2013年度までは緩やかな減少傾向を示していますが、その後2015年度まで増加し2016年度は下降しています。2016年度は過去10年間の平均的な濃度と同程度でした。

0.12ppm以上であった日数は8月が最も多く、地域別では6の地域（南河内地域）が府内で最も多くなりました（表1-2-2）。

光化学オキシダントを測定している全測定局における光化学オキシダント日最高濃度が0.12ppm以上であった日数をみると、6の地域（南河内地域）の三日市公民館が11日間で最も多くなりました（図1-2-2 ※測定局の名称は、図2-1-1 オキシダント測定地点一覧参照）。

図1-2-1 光化学オキシダント最高濃度及び高濃度日数の推移

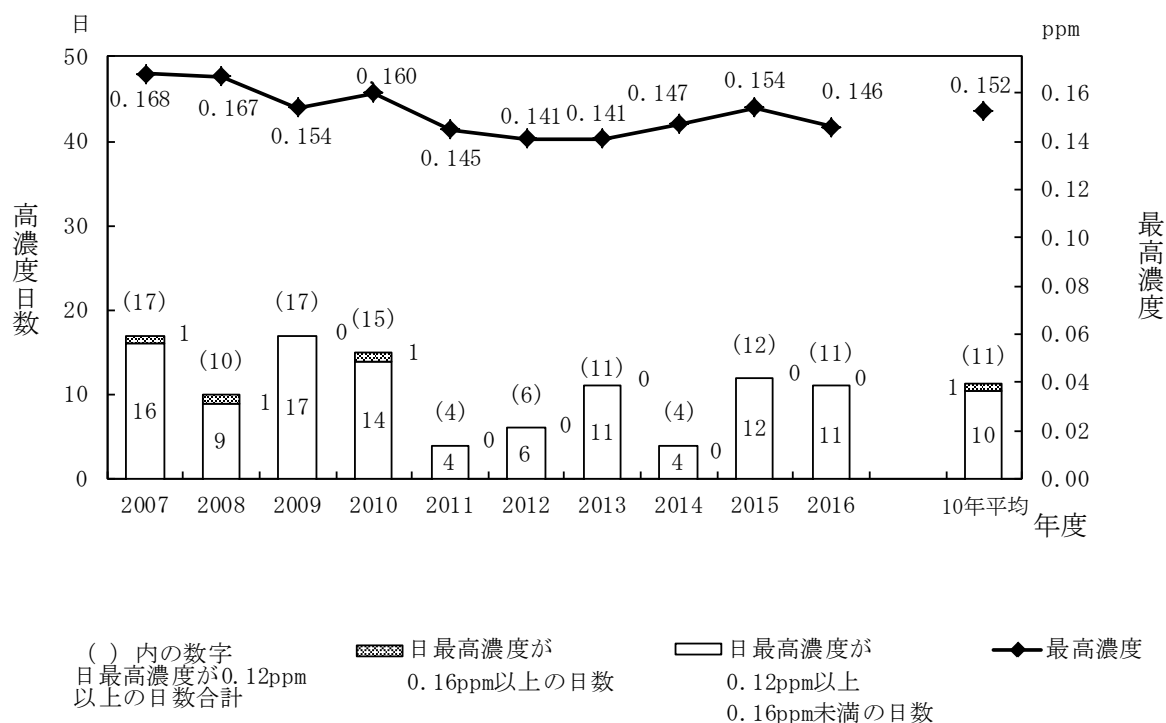


表 1-2-1 光化学オキシダント最高濃度の推移

年度	濃度 (ppm)	測定点	地域	月	日	時
2007	0.168	府立修徳学院	3の地域 (東大阪地域)	7	24	16
2008	0.167	三日市公民館	6の地域 (南河内地域)	8	5	15
2009	0.154	登美丘	4の地域 (堺市及びその周辺地域)	6	19	15
2010	0.160	岸和田中央公園	7の地域 (泉南地域)	5	22	13
2011	0.145	王仁公園	5の地域 (北大阪地域)	8	9	14
2012	0.141	東大阪市旭町庁舎	3の地域 (東大阪地域)	8	9	16
2013	0.141	島本町役場	5の地域 (北大阪地域)	8	10	15
2014	0.147	藤井寺市役所	4の地域 (堺市及びその周辺地域)	6	1	15
2015	0.154	富田林市役所	6の地域 (南河内地域)	8	1	13
2016	0.146	富田林市役所	6の地域 (南河内地域)	8	5	15

表 1-2-2 光化学オキシダント日最高濃度が0.12ppm以上であった日数

地域 月	1の地域	2の地域	3の地域	4の地域	5の地域	6の地域	7の地域	全域
4月	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	1	0	2	0	2
6月	0	1	1	0	1	1	0	1
7月	0	0	0	0	0	3	0	3
8月	1	1	1	2	0	5	1	5
9月	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	2	2	3	1	11	1	11

1の地域：大阪市中心部の地域

2の地域：大阪市北部及びその周辺地域

3の地域：東大阪地域

4の地域：堺市及びその周辺地域

5の地域：北大阪地域

6の地域：南河内地域

7の地域：泉南地域



表1-2-3 光化学オキシダント日最高濃度が0.12ppm以上であった日数の推移

(1) 月別

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
2007	0	2	2	4	4	5	0	17
2008	0	0	0	3	4	3	0	10
2009	0	3	3	2	8	1	0	17
2010	0	2	1	5	6	1	0	15
2011	0	0	0	1	2	1	0	4
2012	0	0	0	3	3	0	0	6
2013	0	1	1	0	6	3	0	11
2014	0	0	1	3	0	0	0	4
2015	0	3	0	1	8	0	0	12
2016	0	2	1	3	5	0	0	11

(2) 地域別

地域 年度	1の地域	2の地域	3の地域	4の地域	5の地域	6の地域	7の地域	全域
2007	1	1	4	10	5	8	6	17
2008	3	1	3	6	1	1	3	10
2009	1	1	6	12	4	8	7	17
2010	3	4	11	7	6	6	1	15
2011	2	2	2	2	2	2	1	4
2012	1	2	3	4	4	1	0	6
2013	0	1	4	4	5	6	3	11
2014	0	1	1	1	3	2	1	4
2015	0	3	6	9	7	9	4	12
2016	1	2	2	3	1	11	1	11

1の地域：大阪市中心部の地域

2の地域：大阪市北部及びその周辺地域

3の地域：東大阪地域

4の地域：堺市及びその周辺地域

5の地域：北大阪地域

6の地域：南河内地域

7の地域：泉南地域

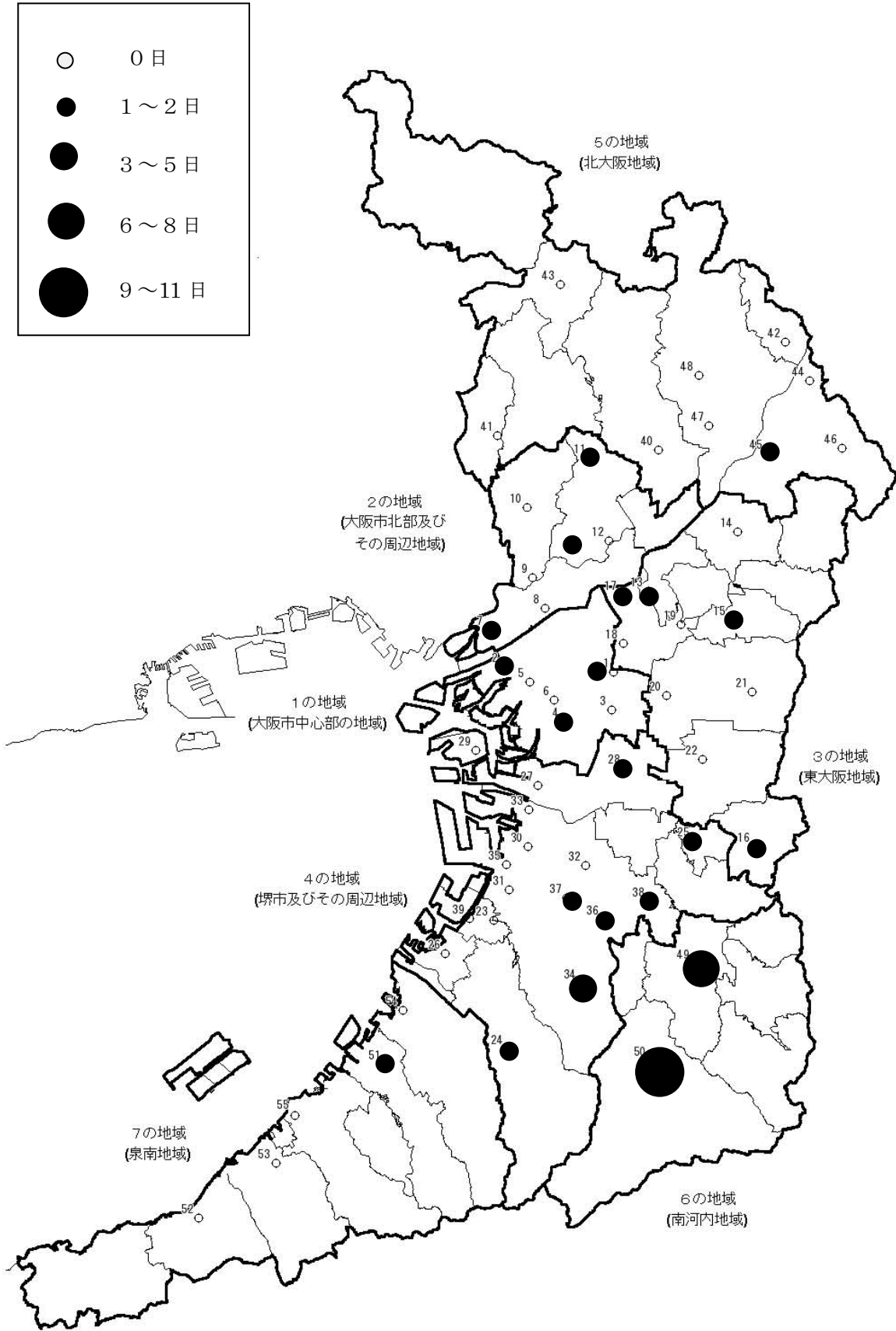


図1-2-2 各測定局における光化学オキシダントの日最高濃度が0.12ppm以上であった日数

また、各局における光化学オキシダントの昼間の濃度が環境基準値（0.06ppm）を超えた日数の全局平均の推移をみると、1982年以降、増加傾向にあり、2016年度は77日で（図1-2-3）、全測定局で環境基準を達成していません。また、光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素は、過去10年間の濃度の推移をみると、低下または横ばいの傾向を示しています。（図1-2-4）

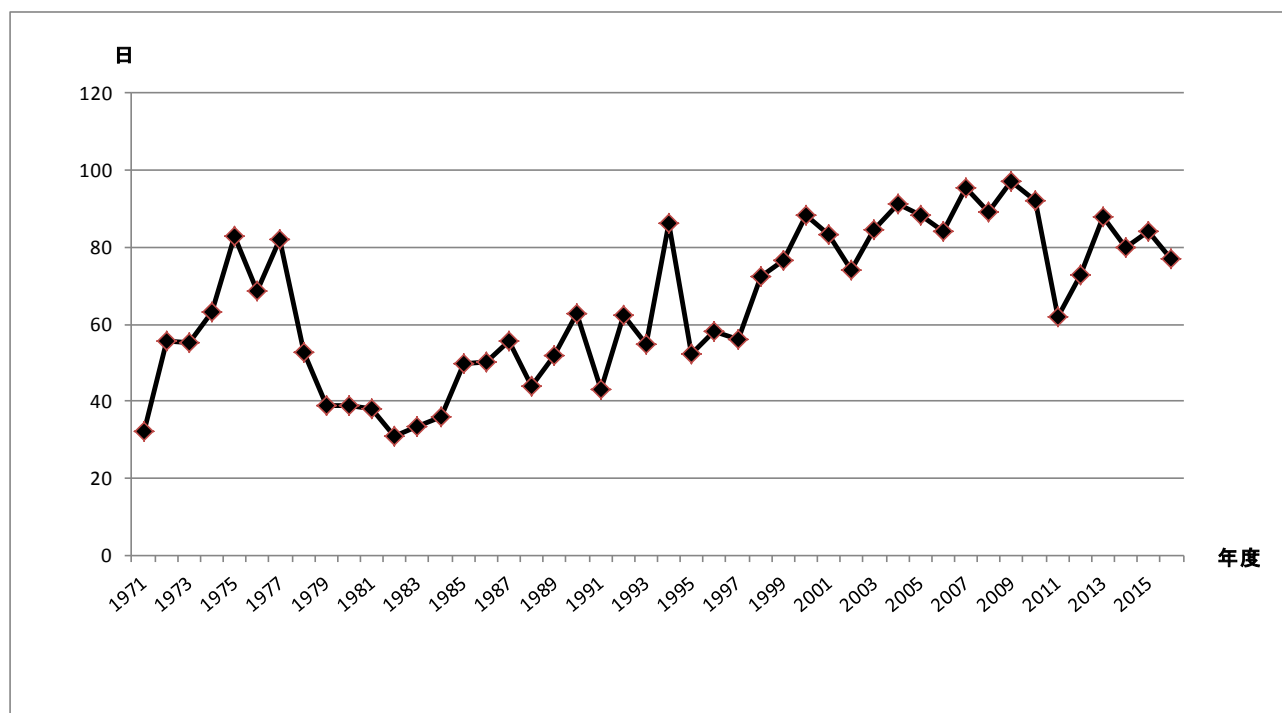


図1-2-3 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数の全局平均の推移

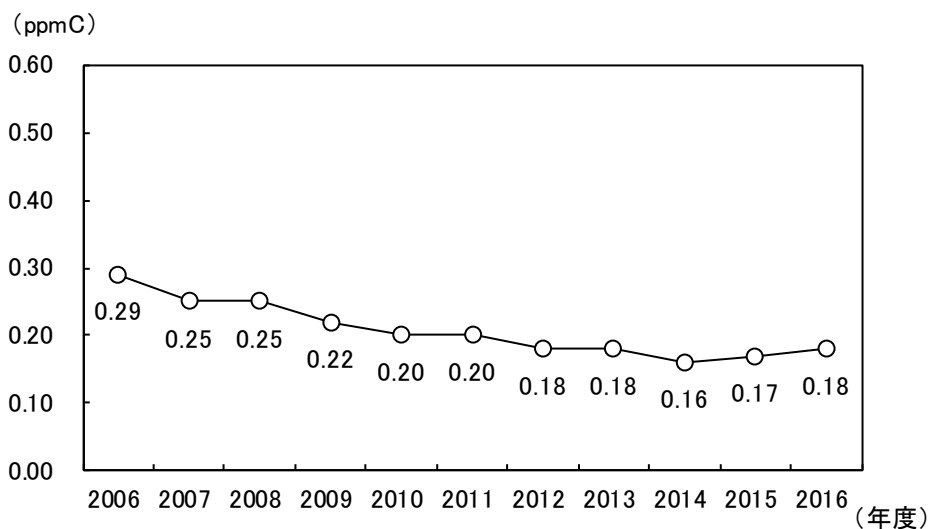


図1-2-4 非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時までの年平均濃度)

## (2) 気象の概況

### 1) 平年値との比較

4月～10月の気象項目について平年値と比較すると、日最高気温の月平均値は、4月、5月、7月、8月及び10月はやや高く、6月及び9月は平年並みでした。日最高気温の旬平均値は、5月7月上旬及び8月に平年より高く、その他は平年並みとなりました。猛暑日（最高気温が35℃以上の日）は26日（前年度は11日）でした。総日照時間は4月と9月が平年に比べて少なく、5月、7月及び8月は平年より多くなりました。日降水量が1mm以上の日数は、7月と8月に太平洋高気圧に覆われ晴れの日が多くなったため平年より少なくなり、5月及び9月は前線や低気圧の影響で平年と比べて多く、特に9月は台風の影響を受け、かなり多くなりました（表1-2-4及び図1-2-5）。

表1-2-4 気象項目の平年値との比較

観測地点	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
大阪管区気象台 (注1)	日最高気温の月平均値(℃)	本年	21.3	26.3	27.6	32.6	35.0	29.8	24.8
		平年(注2)	19.9	24.5	27.8	31.6	33.4	29.3	23.3
	総日照時間(時間)	本年	168.0	229.7	148.0	214.2	262.6	106.2	148.3
		平年(注3)	188.6	194.3	156.2	182.1	216.9	156.7	163.9
	日降水量が1.0mm以上の日数(日)	本年	11	11	15	7	5	17	10
		平年(注2)	9.3	10.0	11.2	9.9	6.9	9.4	7.9
	月平均風速(m/s)	本年	2.5	2.4	2.4	2.3	2.7	2.3	2.6
		平年(注2)	2.7	2.6	2.5	2.7	2.8	2.4	2.2

(注1) 大阪管区気象台の値は、大阪管区気象台「大阪府の気象」及び気象庁「気象統計情報」による。

(注2) 平年値は1981年から2010年の30年間の平均値

(注3) 1986年1月から日照時間の観測方法が変更されたため、参照値(平年値に準ずる値)を用いた。

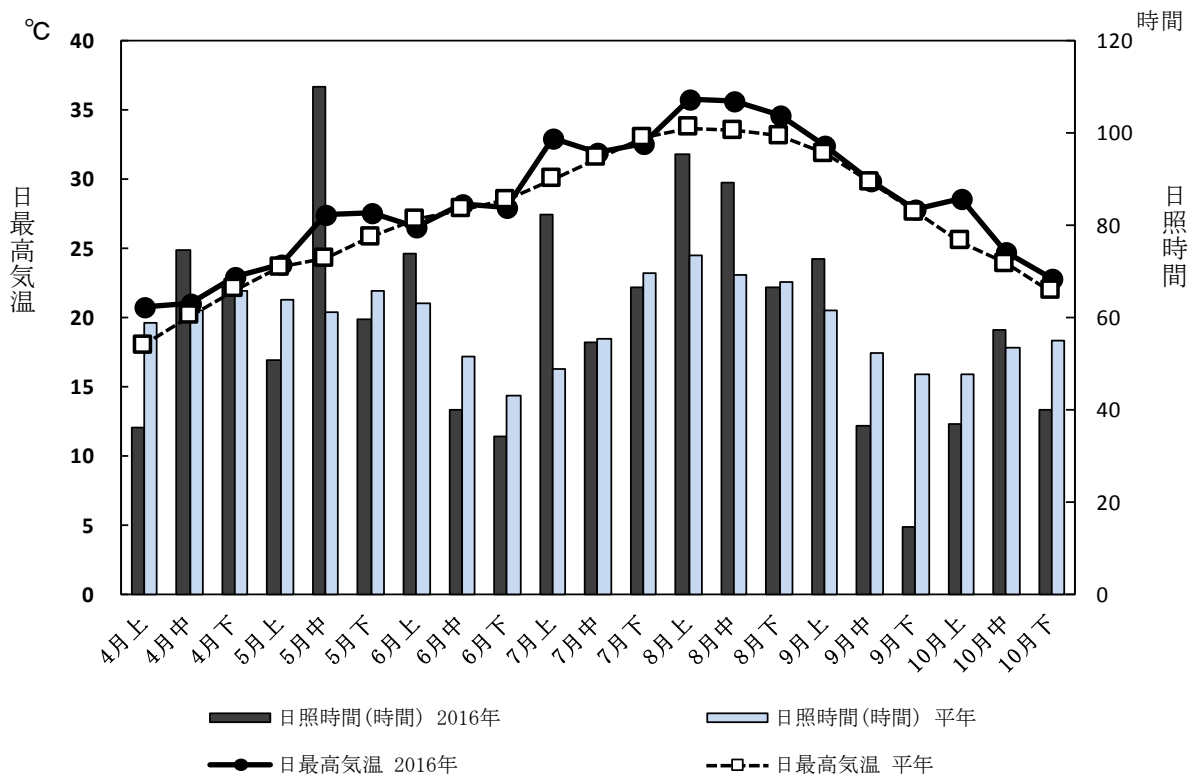


図1-2-5 日最高気温と日照時間の平年との比較（気象庁資料より）

## 2) 各月の概況

大阪管区気象台ホームページ「大阪府の気象」を引用しました。

- 〔4月〕 天気は数日の周期で変わったが、上旬と下旬は低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなり、中旬は高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。平均気温はかなり高く、降水量は平年並み、日照時間は少なくなった。
  
- 〔5月〕 上旬と下旬は低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなり、中旬は高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。平均気温はかなり高く、降水量は平年並み、日照時間は多くなった。
  
- 〔6月〕 上旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。その後は、低気圧や梅雨前線の影響で曇りや雨の日が多くなった。なお、近畿地方は6月4日ごろ（速報値）に梅雨入りしたとみられる。平均気温は平年並、降水量はかなり多く、日照時間は平年並となった。
  
- 〔7月〕 高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、上旬から中旬にかけて、梅雨前線の影響で曇りや雨の日が続いた。なお、近畿地方は7月18日ごろ（速報値）に梅雨明けしたとみられる。平均気温は高く、降水量は少なく、日照時間は多くなった。
  
- 〔8月〕 高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、雷雨の所もあった。29日は、上空の寒気と台風第10号の影響で大雨になった。平均気温は高く、降水量は多く、日照時間はかなり多くなった。
  
- 〔9月〕 上旬は、高気圧に覆われて晴れの日もあったが、中旬以降は、前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多くなった。なお、20日は台風第16号の影響で大雨となり、大荒れの所があった。平均気温は高く、降水量は多く、日照時間はかなり少なくなった。
  
- 〔10月〕 中旬は、高気圧に覆われて晴れた日が多くなったが、上旬や下旬は、前線や気圧の谷の影響で曇りや雨の日が多くなった。なお、9日は寒冷前線が通過したため、大雨となった所があった。29日に近畿地方では「木枯らし1号」が吹いた。平均気温はかなり高く、降水量及び日照時間は少なくなった。

〔参考〕光化学オキシダントによる日別汚染状況（4月～10月）

〔4月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況(濃度単位:ppb)					緊急時等発令状況(号数)		気象情報(号数)
		日最高濃度	日最高濃度を示した局名(79ppb以下の時は局数)	高濃度局数			予報	注意報	
				160以上	120以上	80以上			
1	金	60	1局						
2	土	64	2局						
3	日	55	2局						
4	月	54	1局						
5	火	56	1局						
6	水	80	府立修徳学院			1			
7	木	56	1局						
8	金	64	1局						
9	土	73	3局						
10	日	75	1局						
11	月	74	1局						
12	火	66	1局						
13	水	53	2局						
14	木	70	1局						
15	金	62	1局						
16	土	75	1局						
17	日	76	1局						
18	月	56	1局						
19	火	74	1局						
20	水	77	1局						
21	木	66	1局						
22	金	73	1局						
23	土	81	東大阪市旭町庁舎			2			
24	日	81	緑ヶ丘小学校・若松台			2			
25	月	78	1局						
26	火	91	東大阪市環境衛生検査センター			23			
27	水	56	2局						
28	木	68	1局						
29	金	54	2局						
30	土	75	1局						

〔5月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況(濃度単位:ppb)					緊急時等発令状況(号数)		気象情報(号数)
		日最高濃度	日最高濃度を示した局名(79ppb以下の時は局数)	高濃度局数			予報	注意報	
				160以上	120以上	80以上			
1	日	81	楠葉			3			
2	月	89	富田林市役所・王仁公園			11			
3	火	63	2局						
4	水	80	楠葉			1			
5	木	84	楠葉			6			
6	金	67	1局						
7	土	69	1局						
8	日	71	2局						
9	月	64	1局						
10	火	50	1局						
11	水	57	3局						
12	木	101	富田林市役所			25			
13	金	93	楠葉			15			
14	土	92	三日市公民館			34			
15	日	103	富田林市役所			49			
16	月	57	1局						
17	火	76	1局						
18	水	104	富田林市役所			27			
19	木	114	吹田市北消防署			53			
20	金	123	三日市公民館		1	56			1
21	土	128	富田林市役所		3	52	1	1	2
22	日	96	富田林市役所・楠葉			45			3
23	月	107	楠葉			46			4
24	火	107	王仁公園			26			
25	水	77	1局						
26	木	67	1局						
27	金	105	三日市公民館			43			
28	土	68	2局						
29	日	84	東大阪市環境衛生検査センター			2			
30	月	73	1局						
31	火	104	王仁公園			37			

[6月]

日	曜日	オキシダントによる汚染状況(濃度単位:ppb)					緊急時等発令状況(号数)		気象情報(号数)
		日最高濃度	日最高濃度を示した局名(79ppb以下の時は局数)	高濃度局数			予報	注意報	
				160以上	120以上	80以上			
1	水	96	王仁公園			56			
2	木	53	3局						
3	金	66	1局						
4	土	66	1局						
5	日	65	5局						
6	月	83	富田林市役所			3			
7	火	47	4局						
8	水	103	登美丘			21			
9	木	63	1局						
10	金	116	三日市公民館			25			
11	土	103	富田林市役所			26			
12	日	60	1局						
13	月	59	1局						
14	火	92	岸和田中央公園			16			
15	水	94	枚方市役所			11			
16	木	39	1局						
17	金	86	楠葉			14			
18	土	128	枚方市役所		6	56	2	2	5
19	日	59	1局						
20	月	78	1局						
21	火	73	1局						
22	水	62	1局						
23	木	67	3局						
24	金	47	2局						
25	土	61	1局						
26	日	81	楠葉			2			
27	月	101	富田林市役所			31			
28	火	54	1局						
29	水	68	2局						
30	木	51	1局						

[7月]

日	曜日	オキシダントによる汚染状況(濃度単位:ppb)					緊急時等発令状況(号数)		気象情報(号数)
		日最高濃度	日最高濃度を示した局名(79ppb以下の時は局数)	高濃度局数			予報	注意報	
				160以上	120以上	80以上			
1	金	84	楠葉			3			
2	土	31	1局						
3	日	45	1局						
4	月	58	1局						
5	火	109	富田林市役所			32			
6	水	41	1局						
7	木	102	交野市役所			20			
8	金	59	2局						
9	土	37	1局						
10	日	92	枚方市役所			12			
11	月	104	枚方市役所			27			
12	火	85	緑ヶ丘小学校			2			
13	水	43	1局						
14	木	85	楠葉・枚方市役所			2			
15	金	54	1局						
16	土	73	3局						
17	日	64	1局						
18	月	88	大東市役所			15			
19	火	123	富田林市役所		2	20	3		
20	水	132	三日市公民館		2	28	4	3	6
21	木	125	富田林市役所		2	25	5	4	7
22	金	101	緑ヶ丘小学校			21			8
23	土	83	三日市公民館			2			
24	日	81	富田林市役所			1			
25	月	62	1局						
26	火	52	1局						
27	水	77	2局						
28	木	85	高槻北			3			
29	金	101	富田林市役所			17			
30	土	100	三日市公民館			18			
31	日	116	藤井寺市役所			48			

[ 8 月 ]

日	曜日	オキシダントによる汚染状況(濃度単位:ppb)				緊急時等発令状況(号数)		気象情報(号数)	
		日最高濃度	日最高濃度を示した局名(79ppb以下の時は局数)	高濃度局数			予報		注意報
				160以上	120以上	80以上			
1	月	109	富田林市役所			34			
2	火	97	富田林市役所			13			
3	水	106	富田林市役所			37		9	
4	木	124	富田林市役所			46	6	5	
5	金	146	富田林市役所		2	41	7	6	
6	土	131	三日市公民館		18	41	8		
7	日	90	藤井寺市役所		4	8		12	
8	月	108	登美丘			27		13	
9	火	88	石津			20			
10	水	103	三日市公民館			12			
11	木	125	三日市公民館		1	46			
12	金	130	富田林市役所		2	58	9	7	
13	土	97	富田林市役所・登美丘			29		14	
14	日	89	吹田市北消防署			34		15	
15	月	104	島本町役場			49			
16	火	103	富田林市役所			17		16	
17	水	94	若松台			7			
18	木	96	緑ヶ丘小学校			19			
19	金	112	貝塚市消防署			27			
20	土	87	緑ヶ丘小学校			4		17	
21	日	60	1局						
22	月	73	1局						
23	火	72	1局						
24	水	89	三日市公民館			3			
25	木	81	藤井寺市役所			1			
26	金	94	富田林市役所・道明寺東小学校			7			
27	土	55	2局						
28	日	59	1局						
29	月	46	1局						
30	火	66	2局						
31	水	70	1局						

[ 9 月 ]

日	曜日	オキシダントによる汚染状況(濃度単位:ppb)				緊急時等発令状況(号数)		気象情報(号数)	
		日最高濃度	日最高濃度を示した局名(79ppb以下の時は局数)	高濃度局数			予報		注意報
				160以上	120以上	80以上			
1	木	117	枚方市役所・高槻北			65			
2	金	97	富田林市役所			29		18	
3	土	58	1局						
4	日	47	1局						
5	月	47	2局						
6	火	105	高石中学校			13			
7	水	112	富田林市役所			38			
8	木	60	1局						
9	金	77	1局						
10	土	87	富田林市役所・三日市公民館			8			
11	日	103	豊中市千成			42			
12	月	100	泉南市役所			7			
13	火	46	1局						
14	水	65	1局						
15	木	69	2局						
16	金	93	三日市公民館・楠葉			13			
17	土	63	1局						
18	日	26	1局						
19	月	36	1局						
20	火	43	1局						
21	水	44	1局						
22	木	42	1局						
23	金	53	2局						
24	土	39	1局						
25	日	73	1局						
26	月	67	2局						
27	火	89	若松台			1			
28	水	44	1局						
29	木	44	3局						
30	金	93	泉南市役所			3			



[10月]

日	曜日	オキシダントによる汚染状況(濃度単位:ppb)				緊急時等発令状況(号数)		気象情報 (号数)	
		日最高濃度	日最高濃度を示した局名(79ppb以下の時は局数)	高濃度局数			予報		注意報
				160以上	120以上	80以上			
1	土	67	1局						
2	日	102	富田林市役所			13			
3	月	26	3局						
4	火	55	1局						
5	水	38	1局						
6	木	53	1局						
7	金	71	1局						
8	土	53	1局						
9	日	47	3局						
10	月	54	1局						
11	火	58	2局						
12	水	60	2局						
13	木	52	2局						
14	金	57	1局						
15	土	70	1局						
16	日	75	1局						
17	月	66	2局						
18	火	80	若松台			1			
19	水	66	2局						
20	木	55	1局						
21	金	57	1局						
22	土	39	1局						
23	日	44	3局						
24	月	55	2局						
25	火	35	1局						
26	水	65	1局						
27	木	50	1局						
28	金	40	1局						
29	土	47	1局						
30	日	58	1局						
31	月	47	1局						

(注1) 光化学オキシダント濃度単位には ppb を使用 ( 1 ppb = 0.001 ppm)

(注2) 「緊急時等発令状況」欄には当日に発令された光化学スモッグ予報・注意報の号数を記載。

### (3) 高濃度出現日の解析

平成 28 年 8 月 5 日（金曜日）に、北大阪地域（5 の地域）を除くすべての地域で光化学スモッグ注意報第 6 号を発令し、また南河内地域（6 の地域）にある富田林市役所で同年度の最高濃度となる 0.146ppm を観測しました。

#### 1) 気象の概況

8 月 5 日午前 9 時の地上天気図（図 1-2-6）によると、近畿地方は日本海に中心を持つ高気圧に覆われ、大阪は午前中は晴れましたが午後は薄曇りとなり夜に雨が降る天気でした。

大阪（大阪管区气象台）における 9 時の気温は 30.6℃で、日射の強まりとともに気温は上昇し、12 時に 33.7℃、14 時に 34.2℃となりました。

また、日最高気温は 35.5℃（平年値 33.4℃）で猛暑日となり、全国では 77 地点で猛暑日となりました。

大阪府域は、日本海に中心をもつ高気圧に覆われ北東の風が卓越しましたが、午後はこの北東の風と陸域の気温上昇に伴う西よりの海風が収束し海風前線<sup>※1</sup>が明瞭となりました。（図 1-2-7）

また、気象庁から提供された大気汚染気象通報をもとに作成した大阪におけるエマグラム<sup>※2</sup>では、注意報

第 5 号の発令日である 8 月 4 日の夜から 8 月 5 日の明け方まで 900 hPa（地上約 1000m）付近を湿域（下層雲）が覆ったため、前日の汚染物質が上空に拡散しにくい状況であることが推測されます。

更に、8 月 5 日の 9 時及び 15 時とも高気圧圏内で下降気流場となり気温が上昇し、また 12 時の風速予測値（925 hPa（地上約 750m）、950hPa（地上約 500m））<sup>※3</sup>も 1 m/s と弱く、地表付近の風も弱い気象状況でした。（図 1-2-8）

これによって汚染物質が滞留し、光化学オキシダントが高濃度になりやすい状況であることが推測されます。

大阪管区气象台は、光化学スモッグが発生しやすい気象条件であるとして、10 時 20 分に光化学スモッグ気象情報第 11 号を発表しました。

※1 海風前線：陸域に向かって吹く海風の先端にできる局地的な前線で、この付近では汚染物質が高濃度になりやすい傾向があります。

※2 エマグラム：Emagram 横軸に気温、縦軸に気圧を対数目盛でとったグラフ上に、ある地点の上空の気圧と気温及び露点温度の関係をプロットしたものです。図 1-2-8 のエマグラムは、大阪府が大阪管区气象台より提供された大気汚染気象通報（気温、露点、風向、風速、上昇流の高度別（500-1013 hPa）の予測計算値）により作成したものです。

※3 風速予測値：大阪管区气象台から入手する予測計算値のうち、925 hPa（750m）及び 950hPa（500m）における風速です。光化学オキシダントの最高濃度との関係では、当該風速が 4 m/s を超えると光化学オキシダント濃度が 120ppb を下回る傾向があります。

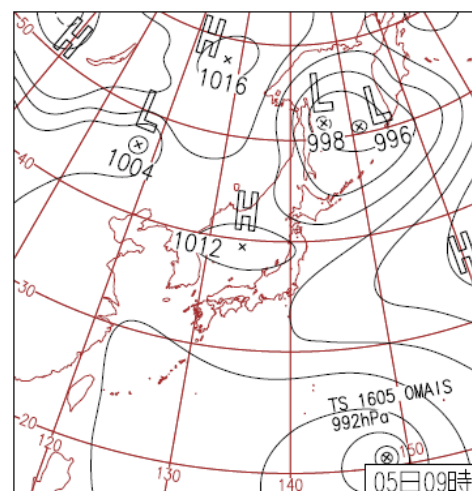
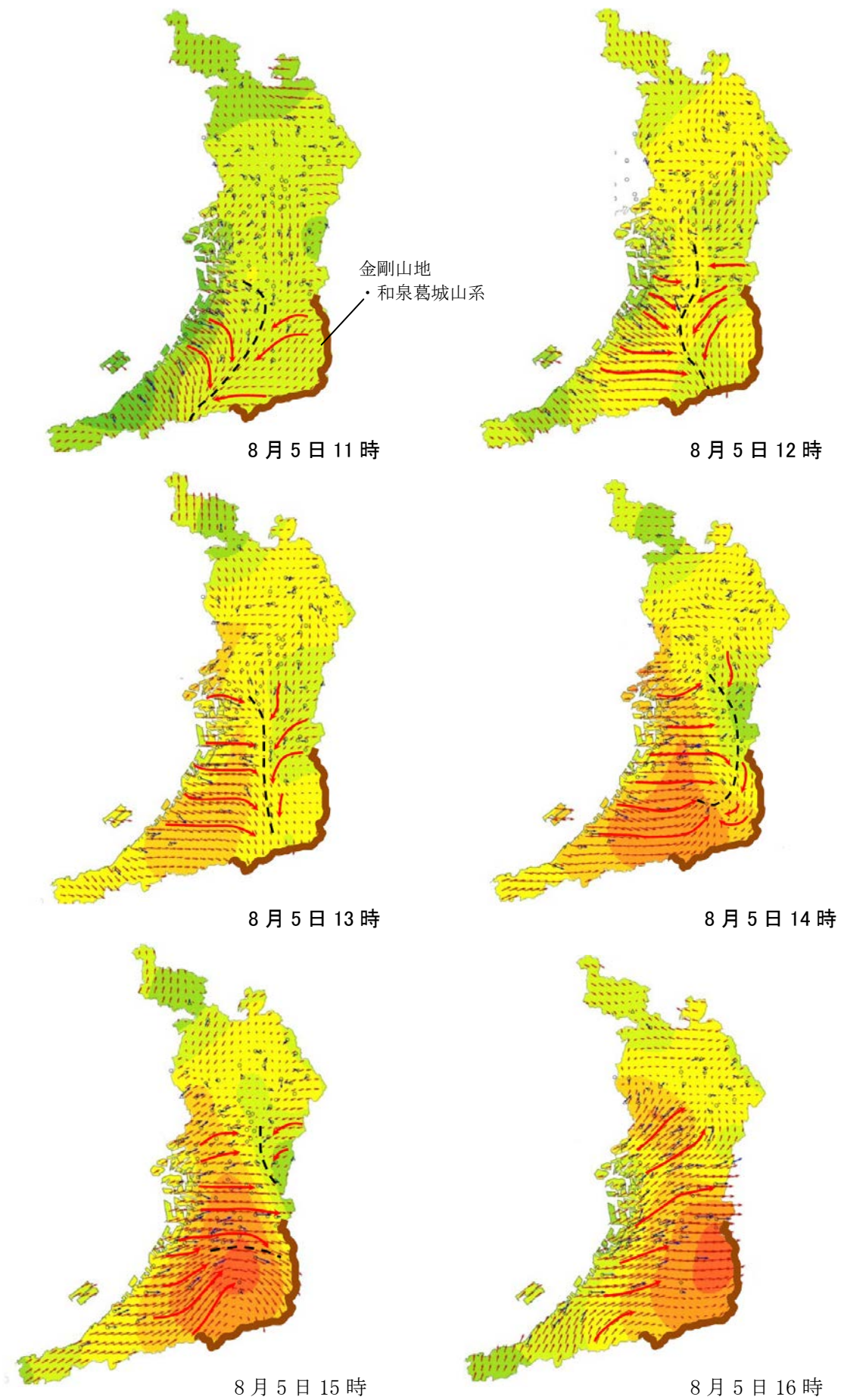


図 1-2-6 天気図（8月5日 9時）



→ : 風向風速の主な流線      - - - - - : 海風前線  
 図1-2-7 府内の光化学オキシダント濃度分布図及び風向風速図

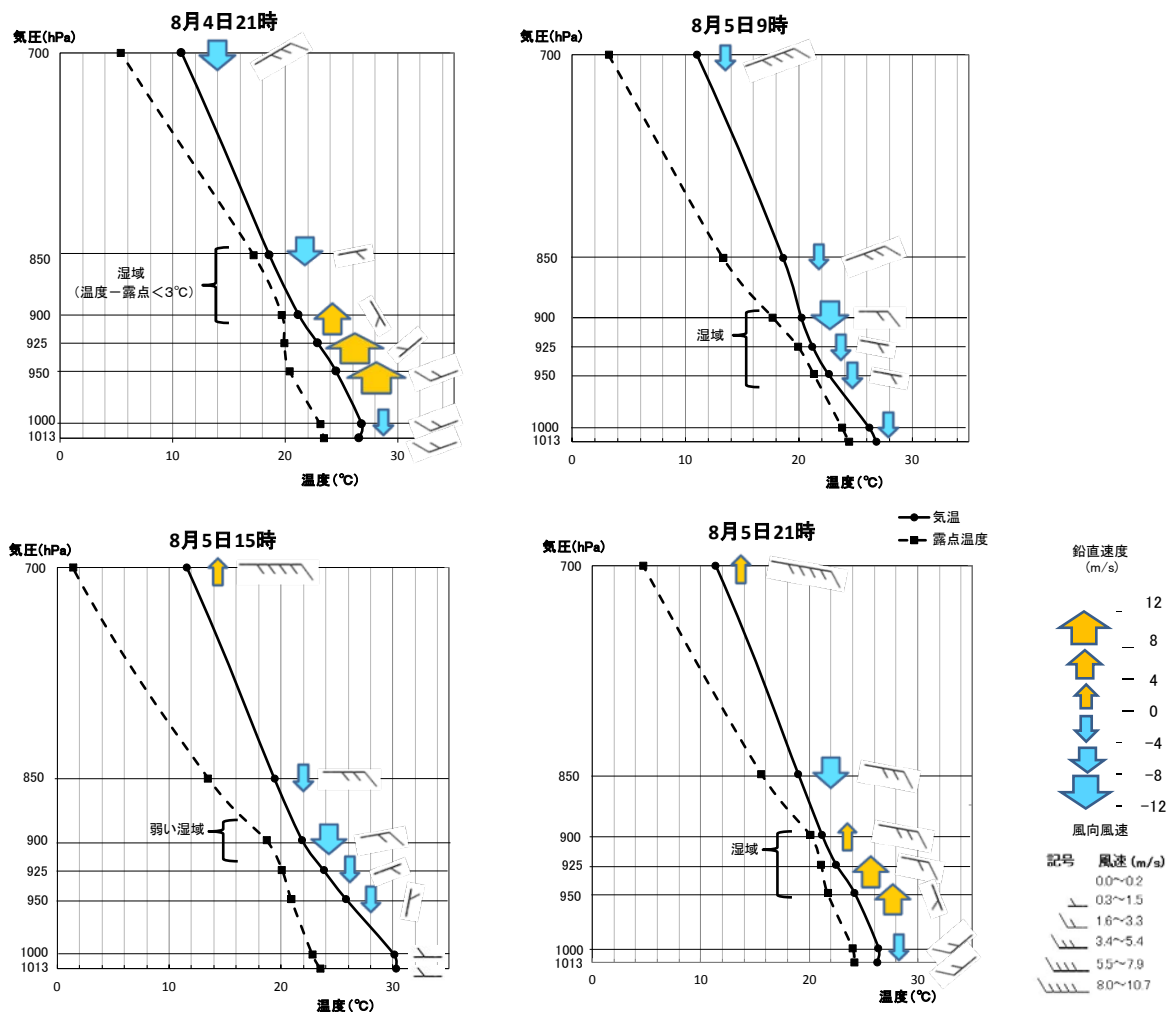


図 1-2-8 エマグラム (8月5日 大阪)

## 2) 光化学オキシダント濃度等の状況

大阪府域は、強い日射とともに気温が上昇し、風が弱かったことからオキシダント濃度は上昇し、11時に、大阪市中心部の地域（1の地域）、大阪市北部及びその周辺の地域（2の地域）、堺市及びその周辺の地域（4の地域）、並びに泉南地域（7の地域）で同濃度の時間値が0.100ppmを超え、濃度推移で前記地域のほか南河内地域（6の地域）も上昇傾向が見られたことから、13時30分に1、2、4、6、7地域に光化学スモッグ予報第7号を発令しました。

14時には、1、2、4、6、7地域で、0.120ppmを超え、さらに上昇傾向が見られたため、14時30分に光化学スモッグ注意報第6号を発令しました。

その後、15時には東大阪地域（3の地域）で濃度が0.100ppmを超え上昇傾向となったため、15時30分に3の地域に予報を追加発令し、その後濃度が0.120ppmを超えて継続する見込みのため16時に3の地域に注意報を追加発令しました。

なお、当日は、富田林市役所局（6の地域）で当日の最高濃度（0.146ppm）を観測しました。

16時ごろから、雲による日射の弱まりと海陸風による収束場の解消により濃度も横ばいから低下傾向を示すようになり、17時ごろにはすべての地域で18時の時間値が0.120ppm以下になりました。

その後、濃度が上昇することはないと見込まれたため、18時に光化学スモッグ予報第5号及び注意報第4号を解除しました。（図 1-2-9）

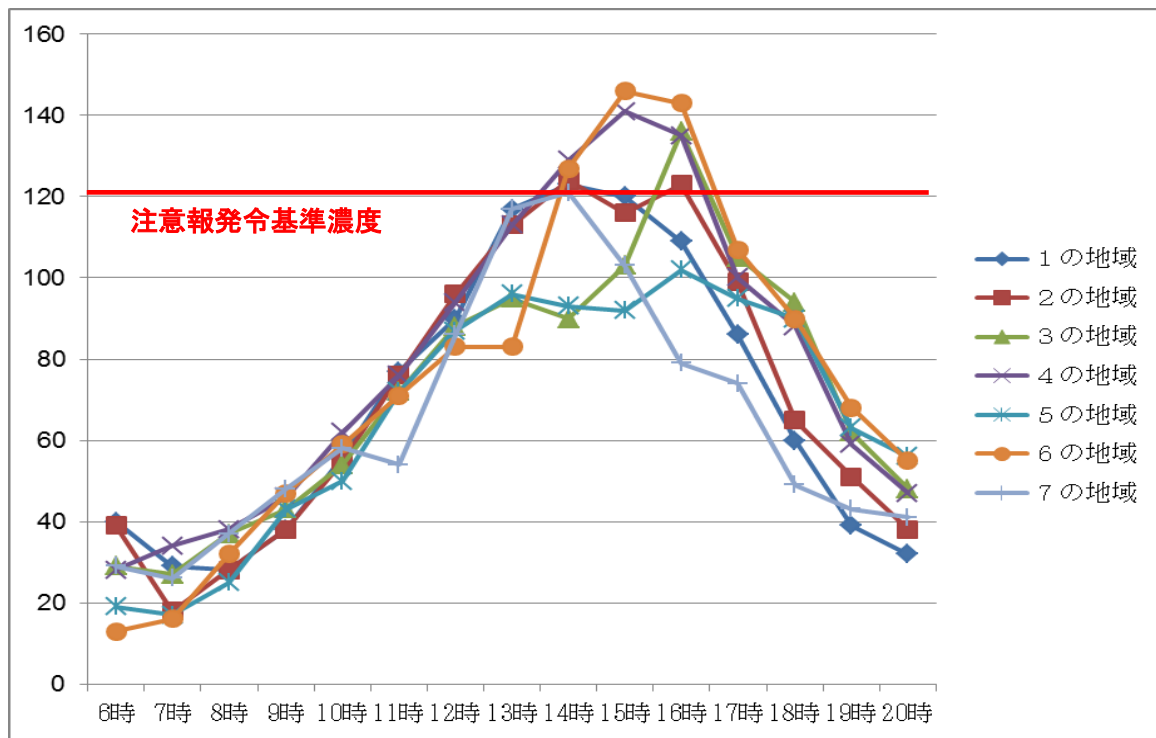


図 1-2-9 地域別光化学オキシダント濃度の経時変化図

なお、8月5日の高濃度及び平成28年度に南河内地域で注意報発令が多くなったことについては、以下の理由が考えられます。

○8月5日の高濃度について

- 当日の午前は、日本海にある高気圧と日本の東にある高気圧による気圧場（鞍部）により弱い北寄りの風が吹いていましたが、11時ごろから気温上昇により海風が吹き、この風が先の気圧場による北寄りの風と府南部で収束しました。
- この収束域（海風前線）は、陸域の気温上昇に伴い海風が強まり昼過ぎにかけて西に移動しましたが、夕方から雲が広がり日射が抑えられたため海風が弱まり、また、金剛山系や和泉葛城山系の影響もあり6の地域（南河内地域）周辺にとどまる傾向となりました。
- 以上の気象条件により、大阪湾岸部で発生した窒素酸化物等の汚染物質は、海風により光化学反応を伴いながら西に移流し、収束場である南河内地域で滞留して濃度が高まりやすくなり富田林市役所（6の地域）で最高濃度になったと考えられます。（図1-2-7）

○平成28年度の注意報発令が南河内地域に偏ったことについて

- 平成28年度は、7月から8月にかけて光化学オキシダントの発令が多くなり、地域では特に南河内地域（6の地域）が多くなりました。
- この期間の気象条件は、太平洋高気圧の勢力が強まり上空のチベット高気圧と重なったため背の高い高気圧となり西日本は猛暑となりました。また、関東の南海上には寒冷低気圧が停滞したため、太平洋高気圧は東西に分断されました。（図1-2-10）
- 大阪府は、例年、夏に太平洋高気圧に覆われ南西の風が卓越する傾向ですが、当年はこの分断された西側の太平洋高気圧に覆われることが多くなり、北東の風が卓越する傾向でした。この北東よりの風と海風である西風が南河内地域で収束して濃度が高くなりやすくなり、注意報の発令が他の地域に比べて多くなったと考えられます。



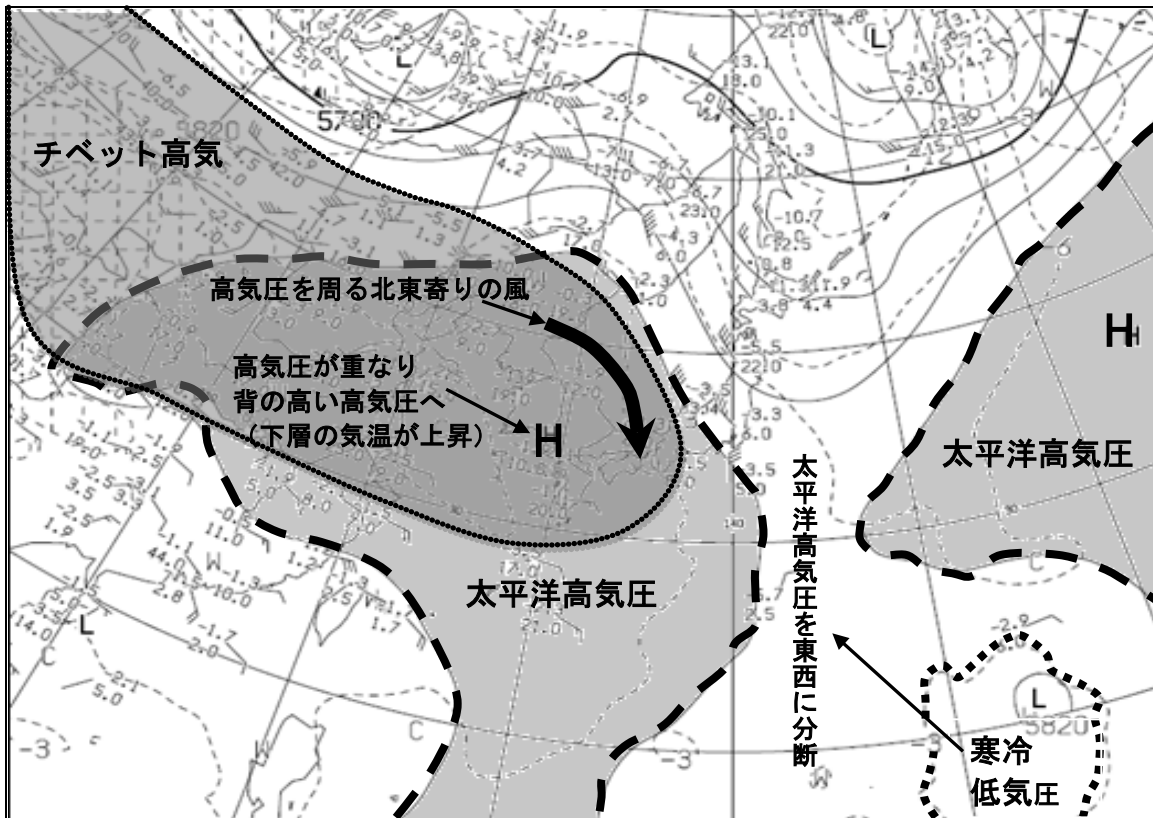


図1-2-10 8月11日9時の高層天気図(500hPa)  
 ※太平洋高気圧は500hPa高層天気図の5880m高度線を参照  
 チベット高気圧は300hPa高層天気図を参照

### 3 光化学スモッグに関する調査研究

2016年度の光化学スモッグに関する調査研究の実施状況は、表1-3-1のとおりです。

表1-3-1 光化学スモッグに関する調査研究の実施状況

種類	テーマ	目的	概要	担当室・所
大気汚染物質移流機構解明調査	反応性大気汚染に関する研究	PM2.5 と光化学オキシダントの汚染機構(発生、生成、移流)の解明と、PM2.5 発生源寄与評価を行う。	汚染物質などの広域的な移流の影響を数値的に把握するため、化学輸送モデルによる広域シミュレーションおよび成分分析データを用いたレセプターモデルによる発生源の推定を行った。 光化学オキシダント生成反応の未解明部分である植生由来 VOC の放出パターンの把握を行った。	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
農作物の影響調査	現地調査	大気汚染により農作物に障害が発生した際、原因を明らかにする。	大気汚染による農作物被害が発生した際、農と緑の総合事務所等により被害の特徴、発生条件等の調査を行うこととしており、2016年度は、同被害の発生がなかった。	環境農林水産部 農政室

## 第2編 光化学スモッグ対処体制

オキシダントに係る緊急時（以下「オキシダント緊急時」という。）に該当する汚染の状況は法第23条（施行令第11条・別表第5）及び条例第46条（条例施行規則第19条）に定められ、それぞれの状況に応じてとるべき措置について規定されていますが、大阪府では条例第45条において、光化学オキシダントによる「大気の汚染が著しくなるおそれがあると認めるとき」についても予報の発令その他の措置等を規定しています。

これらのオキシダント緊急時等（緊急時及び緊急時になるおそれがあると認めるとき）に関する大気汚染状況の監視、発令・解除、周知及び発生源における措置等の詳細については、法第22・23条及び条例第44～46条の各規定に基づく要綱、要領並びに細目により定められています。また、オキシダント緊急時等の対応については、要綱の実施に関する事務を円滑に行うための「大阪府大気汚染緊急時対策連絡協議会」、発令時における被害の訴えの把握等についての連絡を緊密にするための「光化学スモッグ対策連絡本部」及び光化学スモッグに関する調査を実施するための「光化学スモッグ調査班」により実施しています。その概要は以下のとおりです。

### 【根拠法令等】

大阪府大気汚染緊急時対策連絡協議会	要綱 11、要領 15
光化学スモッグ対策連絡本部	要領 13、細目 6
光化学スモッグ調査班	要領 14、細目 8

（注）以下のとおり略記

法：大気汚染防止法

施行令：大気汚染防止法施行令

条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例

条例施行規則：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

要綱：大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱

要領：オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領

細目：オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目

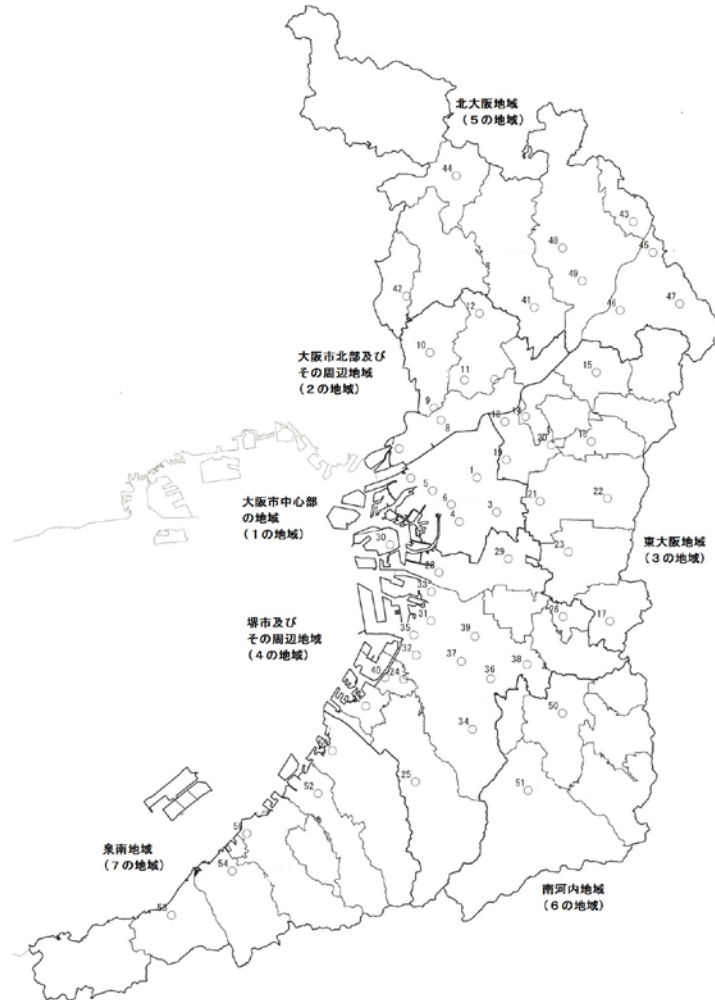
### 1 常時監視測定網

2017年4月現在、緊急時の発令に係る56測定点（**図2-1-1**）で光化学オキシダント濃度の常時監視を行い、その結果等に基づき、環境管理室環境保全課環境監視グループにおいてオキシダント緊急時等の発令及び解除を行っています。各測定点における光化学オキシダント等の汚染物質濃度や風向風速などの気象データは、テレメータや市所管監視システムからのデータ転送により、毎時、環境管理室環境保全課環境監視グループに収集しています。



【根拠法令等】

常時監視	法 22、条例 44、要領 4、細目 1
オキシダント緊急時に係る測定点	要領 4



2016年4月現在

地域区分	測定点名称		地域区分	測定点名称		地域区分	測定点名称	
1 大阪市中心部の地域	1	国設大阪	3 東大阪地域	20	茨田北小学校	4 堺市及びその周辺地域	38	美原
	2	此花区役所		21	東大阪市西保健センター		39	金岡
	3	勝山中学校		22	東大阪市旭町庁舎		40	高石消防署高師浜出張所
	4	今宮中学校		23	八尾保健所		41	茨木市役所
	5	九条南小学校		24	高石中学校		42	池田市立南畑会館
	6	難波中学校		25	緑ヶ丘小学校		43	島本町役場
2 大阪市北部及びその周辺地域	7	淀中学校	4 堺市及びその周辺地域	26	藤井寺市役所	5 北大阪地域	44	豊能町役場
	8	野中小学校		27	泉大津市役所(府)		45	楠葉
	9	豊中市千成		28	清江小学校		46	枚方市役所
	10	豊中市役所		29	摂陽中学校		47	王仁公園
	11	吹田市垂水		30	南港中央公園		48	庄所
	12	吹田市北消防署		31	少林寺		49	高槻北
	13	吹田市川園		32	浜寺		6 南河内地域	50
3 東大阪地域	14	守口保健所	33	三宝	51	三日月公民館		
	15	寝屋川市役所	34	若松台	7 泉南地域	52		貝塚市消防署
	16	大東市役所	35	石津		53	南海団地	
	17	府立修徳学院	36	登美丘		54	泉南市役所	
	18	大宮中学校	37	深井		55	岸和田中央公園	
19	聖賢小学校			56		佐野中学校		

図2-1-1 光化学オキシダント濃度測定点及び発令に関する地域の区分

## 2 オキシダント緊急時等の発令基準及び発令地域

オキシダント緊急時等の発令は、汚染状況等により、「予報」、「注意報」、「警報」及び「重大緊急警報」の4段階に区分し、大阪府内を7地域に区分して地域ごとに行っています。これらの発令及び解除の基準は表2-2-1、発令地域区分は図2-1-1及び表2-2-2のとおりです。

### 【根拠法令等】

オキシダント緊急時等の 区分、発令根拠、発令基準	予 報	条例 45、要綱 2, 6、要領 2, 5
	注 意 報	法 23-1、令 11-1、要綱 2, 7、要領 2, 5
	警 報	条例 46-1、条例規則 19-1、要綱 2, 7、要領 2, 5
	重大緊急警報	法 23-2、令 11-2、要綱 2, 7、要領 2, 5
緊急時等の解除	要綱 8、要領 6	
発令地域区分	要領 3	

表2-2-1 オキシダント緊急時等の発令・解除基準

発令区分	発令基準	解除基準
光化学スモッグ予報 (予報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
光化学スモッグ注意報 (注意報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
光化学スモッグ警報 (警報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
光化学スモッグ 重大緊急警報 (重大緊急警報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。

表 2-2-2 オキシダント緊急時等の発令地域区分

地域の区分		市区町村
略称	名称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区、淀川区及び東淀川区並びに豊中市、吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区、城東区及び鶴見区並びに守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区、住吉区、東住吉区及び平野区並びに堺市、泉大津市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町

【参考】オキシダント緊急時等の発令基準等の推移（1971年度～）

項目 区分	実施期間	発令形式		
		発令方法	発令区分＝ 発令基準値	発令地域区分
光化学スモッグ暫定対策実施要綱	1970. 7. 27 ～ 1971. 6. 9	1 測定点のオキシダント濃度が基準に達したときに発令	予 報＝0. 10ppm 注意報＝0. 30ppm	府内全域
	1971. 6. 10 ～ 1971. 8. 31	各地域ごとに2以上の測定点のオキシダント濃度が基準に達したとき当該地域に発令	注意報＝0. 15ppm 警 報＝0. 30ppm	3 地域に区分
	1971. 9. 1 ～ 1972. 5. 31	各地域ごとに1 測定点のオキシダント濃度が基準に達したとき当該地域に発令	予 報＝0. 10ppm 注意報＝0. 15ppm 警 報＝0. 30ppm	A 淀川以北 B 淀川と大和川の間 C 大和川以南
オキシダント緊急時(光化学スモッグ) 対策実施要領	1972. 6. 1 ～ 1978. 3. 31	各地域ごとに1 基準測定点のオキシダント濃度が基準に達したとき、気象条件等を考慮して当該地域に発令	予 報＝0. 10ppm 注意報＝0. 15ppm 警 報＝0. 30ppm	7 地域に区分  (1) 大阪市中心部 (2) 大阪市北部及びその周辺 (3) 東大阪 (4) 堺市及びその周辺 (5) 北大阪 (6) 南河内 (7) 泉南
	1978. 4. 1 ～ 1994. 10. 31		予 報＝0. 08ppm 注意報＝0. 12ppm 警 報＝0. 24ppm 重大緊急警報＝0. 40ppm	
オキシダント緊急時(光化学スモッグ) 対策実施要領	1994. 11. 1 ～	各地域ごとに1 点以上の測定点のオキシダント濃度が基準に達したとき、気象条件等を考慮して当該地域に発令		

### 3 緊急時等における通報連絡体制

オキシダント緊急時等が発令された際には、法第 23 条及び条例第 45・46 条に基づき、その事態を一般に周知させることとなっています。その方法等の詳細については、解除の方法等とあわせて要綱、要領及び細目により定められており、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 大阪管区気象台からの気象情報の通報等

大気汚染状況の予測を的確に行うために、大阪管区気象台長は気象の観測を行い、大気の汚染が著しくなるおそれがあると認められるときは、要綱第 5 条に基づきその旨を大阪府知事に通報することになっています。光化学スモッグに関する大阪府と大阪管区気象台との相互の通報内容は表 2-3-1 のとおりです。

また、環境管理室環境保全課環境監視グループは、大阪管区気象台からの通報及び送られた各種気象資料の整理、常時監視資料による毎時の地上風分布図の作成、インターネットによる天気図の受信等を行い、オキシダント緊急時等の発令に役立てています。

#### 【根拠法令等】

大気汚染気象の通報等	要綱 5
------------	------

表 2-3-1 大阪府と大阪管区気象台の相互通報内容

大阪府から気象台への通報内容	気象台から大阪府への通報内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予報、注意報等の発令、解除</li> <li>・ 光化学オキシダント濃度（日報）</li> <li>・ 大気汚染物質濃度（時報）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光化学スモッグ気象情報 （当日に光化学オキシダントによる高濃度汚染（光化学スモッグ注意報発令基準以上）が発生しやすい気象状態になることが予想されたとき、午前 10 時すぎに大阪管区気象台が通報）</li> <li>・ 大気汚染気象予報（大気汚染気象ポテンシャル、大気汚染気象概況、天気予報及び気象関連資料） 大気汚染気象ポテンシャルは、以下の 3 段階に分けられ、午前 10 時すぎに当日分、午後 4 時すぎに翌日分を大阪管区気象台が通報 [0]：光化学スモッグが発生しにくい [1]：光化学スモッグが発生しやすい [2]：光化学スモッグが非常に発生しやすい</li> <li>・ 高層資料（電計予測資料・エマグラム）</li> </ul>

## (2) 緊急時等の通報連絡体制

オキシダント緊急時等の際には、法第 23 条及び条例第 45・46 条に基づき、その事態を一般に周知させることとなっています。大阪府におけるオキシダント緊急時等の発令・解除及び光化学スモッグ気象情報の通報連絡経路は図 2-3-1 のとおりです。

緊急時における発令情報等は、環境管理室環境保全課環境監視グループの緊急時発令システムから府内各市町村、府関係機関にファクシミリ及びメールにより同時通報しています。市町村等は、所管の学校及びそれぞれの関係機関に連絡し、連絡を受けた各機関では、広報板や旗の掲出等により、オキシダント緊急時等の発令状況の一般への周知及び要領第 7 条に定める周知事項（表 2-3-2）の徹底に努めています。

緊急時対象工場（後述）に対しては環境管理室環境保全課環境監視グループからファクシミリにより通報しています。また、自動車の使用者及び運転者に対しては、日本道路交通情報センター等を通じ、運行の自主的制限の要請を行っています。

### 【根拠法令等】

オキシダント緊急時等の発令・解除の一般への周知	法 23-1、条例 45・46、要綱 9 要領 7、細目 1
光化学スモッグ気象情報の周知	要領 8、細目 1
オキシダント緊急時等の旗の色	細目 1

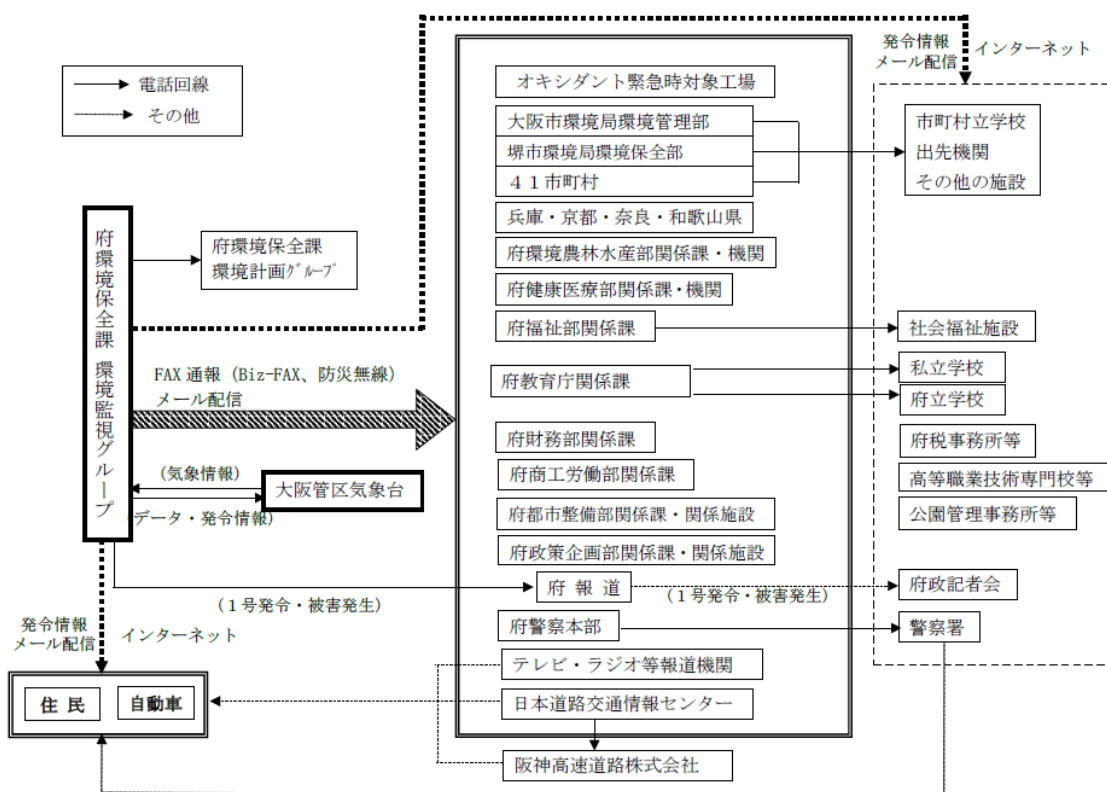


図 2-3-1 オキシダント緊急時等の発令通報体制

「大阪府 大気汚染常時監視のページ」や報道機関を通じて、また、光化学発令情報メールや防災情報メールにより府民への周知に努めています。光化学発令情報メールは、光化学スモッグ注意報等の発令状況を希望するメールアドレス（パソコン及び携帯電話）に直接送信するもので、2012年3月の大気汚染常時監視システムの更新に伴い、新たに登録を開始し、メール配信登録者数は2017年4月末で約5,300名です。防災情報メール（「光化学スモッグ」以外含む）の配信登録者数は2017年4月末で約181,600名です。ホームページで掲載している発令状況画面の一例は、**図2-3-2**に示すとおりです。

また、オキシダント緊急時等の発令がなされた場合における公立学校のとるべき措置については、府教育委員会から**表2-3-3**のように示されています。私立学校についても、とるべき措置について教育庁私学課が指導しています。

**表2-3-2 予報等の発令時における周知事項及び周知方法**

区分	周知事項	周知方法
予報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意報に備えてテレビ、ラジオの報道等に注意すること。</li> <li>2 屋外での特に過激な運動は避けること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ「緑色」表示</li> <li>・旗、標識板の掲示</li> <li>・電子メール</li> </ul>
注意報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ「黄色」表示</li> <li>・旗、標識板の掲示</li> <li>・電子メール</li> </ul>
警報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ「だいたい色」表示</li> <li>・旗、標識板の掲示</li> <li>・電子メール</li> </ul>
重大緊急警報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外に出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ「えんじ色」表示</li> <li>・旗、標識板の掲示</li> <li>・電子メール</li> </ul>

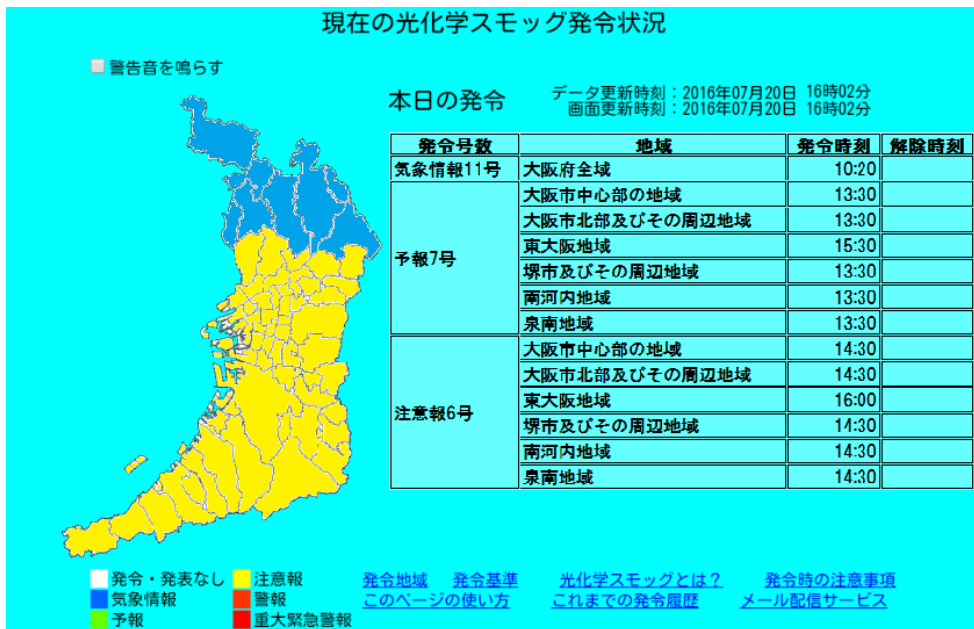


図 2-3-2 オキシダント緊急時におけるホームページでの周知例

表 2-3-3 オキシダント緊急時等の公立学校における措置

(1972年5月29日付 府教育委員会保健体育課第 399号通知資料)

区 分	措 置	旗及び標識板の掲示
1 予報の時	(1) 一般的な注意 ① 症状の有無を点検すること。 ② 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。 ③ 屋外での過激な運動を避けること。 (2) 症状の訴えがあった時 ① 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、所轄の保健所及び府教委保健体育課あて連絡すること。 ② うがい、洗眼をさせること。	・「緑色」の旗 ・標識板
2 注意報の時	① 症状の有無を点検すること。 ② 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。 ③ 屋外での過激な運動を避けること。 ④ 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、所轄の保健所及び府教委保健体育課あて連絡すること。 ⑤ うがい、洗眼をさせること。	・「黄色」の旗 ・標識板
3 警報及び重大緊急警報の時	① 屋外の運動をやめて屋内に入れること。 (うがい、洗眼をさせること) ② 症状を訴えた者があれば、直ちに所轄の保健所及び府教委保健体育課あて連絡すること。	(警報) ・「だいだい色」の旗 ・標識板 (重大緊急警報) ・「えんじ色」の旗 ・標識板

## 4 緊急時等における発生源対策

### (1) 固定発生源対策

オキシダント緊急時等には、緊急時対象工場（表2-4-1）に対して、法第23条及び条例第45・46条等に基づき、要領・細目に定める措置（表2-4-2）を求めることにより、光化学スモッグの原因物質の一つである窒素酸化物及び揮発性有機化合物の排出量の削減を図り、当該緊急時等における汚染の悪化の防止とその早期解消を図ることとしています。

緊急時対象工場は、緊急時対象工場の区分に応じて、ばい煙排出者が行う具体的な削減措置（燃料使用量の削減、良質燃料への転換等）に関する計画書を提出することとしています。削減計画の集計結果は表2-4-3のとおりです。また、緊急時対象工場において削減措置を行った場合は、措置内容を記録するとともに、知事から報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出することとしています。

なお、緊急時対象工場に対するオキシダント緊急時等の発令及び解除の通報は、環境管理室環境保全課環境監視グループから緊急時発令システム（ファクシミリ）により行っています。

#### 【根拠法令等】

緊急時対象工場への措置	法23、条例45・46、要綱10、要領11、細目3
措置に関する計画書・報告書	要領12、細目5
発令及び解除の周知	要領7、細目1

表2-4-1 緊急時対象工場

一般対象工場	燃料及び原料を重油に換算して毎時2kL以上40kL未満を使用する工場・事業場（2016年度は143工場が対象）
特別対象工場	燃料及び原料を重油に換算して毎時40kL以上使用する工場・事業場（2016年度は12工場が対象）
揮発性有機化合物対象工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気汚染防止法第17条の4で定める揮発性有機化合物排出施設の届出をしている工場・事業場</li> <li>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第20条で定める届出工場の設置の届出をしている工場・事業場（2016年度は59工場が対象）</li> </ul>



表 2-4-2 緊急時対象工場に対する緊急時の措置の内容

対象 発令 区分	一般対象工場に係る ばい煙排出者	特別対象工場に係る ばい煙排出者	揮発性有機化合物 排出者
予 報	操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常値より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請すること。	揮発性有機化合物の排出量の減少に配慮するよう要請すること。
注意報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	予報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	揮発性有機化合物の排出量を削減するよう要請し、又は勧告すること。
警 報	注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	注意報に引き続き揮発性有機化合物の排出量の減少に徹底を期すよう要請し、又は勧告すること。
重大緊急警報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	大防法第23条第2項に基づき揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命令すること。

備考

- 1) 第2欄及び第4欄に掲げる措置は、発令した地域に所在する一般対象工場に係るばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。
- 2) ばい煙排出者に対する措置の欄に掲げる通常値の算出方法は、細目で定める。
- 3) 本表に掲げる措置は、予報等の解除又は日の入り時刻のいずれか早い時刻をもって解除する。なお、日の入り時刻とは、大阪管区気象台における日の入り時刻とする。
- 4) 特別対象工場に対しては、大阪府域のうち当該工場所在地域以外に発令があった場合においても、削減措置を実施するよう要請等を行っている。

表 2-4-3 緊急時対象工場における排出ガス量の削減計画のまとめ

発令地域 区分	対象工場数	通常時排出ガス量		緊急時排出ガス量 (千Nm <sup>3</sup> /時)			
		(千Nm <sup>3</sup> /時)	構成比 (%)	予報	注意報	警報	重大緊急警報
1の地域	29 (2)	1,599	9.3	1,599	1,542	1,506	1,090
2の地域	22 (0)	770	4.5	770	646	646	434
3の地域	21 (0)	639	3.7	639	600	575	346
4の地域	41 (10)	12,604	73.7	12,477	12,359	11,141	8,375
5の地域	22 (0)	720	4.2	720	642	641	400
6の地域	3 (0)	107	0.6	107	100	100	81
7の地域	17 (0)	669	3.9	669	603	603	377
計	155 (12)	17,109	100	16,982	16,491	15,212	11,103
減少率 (%)		—		0.7	3.6	11.1	35.1

備考

- 1) 対象工場数欄の ( ) 内は特別対象工場数を内数で示している。
- 2) 窒素酸化物排出量の削減等の措置については排出ガス量に換算している。
- 3) 通常時から一定の基準以上の窒素酸化物対策を実施している場合は、通常時の対策をもって、緊急時の措置（重大緊急警報に係るものを除く）を実施しているものとみなしている。
- 4) 端数処理のため、「各項目の合計」と「合計」が合致しない場合がある。

## (2) 移動発生源対策

光化学オキシダント緊急時等の発令状況等については、日本道路交通情報センター等を通じて自動車の使用者等に周知を図っています。なお、自動車の使用者又は運転者に対する発令時の措置は、要領第11条により、**表2-4-4**のとおり規定しています。

### 【根拠法令等】

自動車の使用者等への措置	法23、条例45・46、要綱10、要領11
公安委員会への要請	法23-2

**表2-4-4 移動発生源に対する緊急時措置の内容**

発令区分	対象：自動車の使用者又は運転者
予報	不要不急の自動車を使用しないよう要請すること。
注意報	不要不急の自動車を使用しないこと及び発令地域への運行を自粛するよう要請すること。
警報	自動車の使用及び発令地域における運行を避けるよう要請すること。
重大 緊急警報	自動車の使用を避けること及び発令地域における運行をしないことを強力に要請すること。 府警察本部が実施する緊急時の交通規制を守るよう強力に要請すること。

## (3) 事業者の配慮事項

光化学スモッグ気象情報の通報や予報等の発令があった場合についても、要領第9条により、一般の事業者は操業に当たって窒素酸化物、揮発性有機化合物等大気汚染物質の排出を増加しないよう、不要不急の自動車を使用しないことなどについて配慮することと規定しています。

## 5 被害の訴えへの対処体制

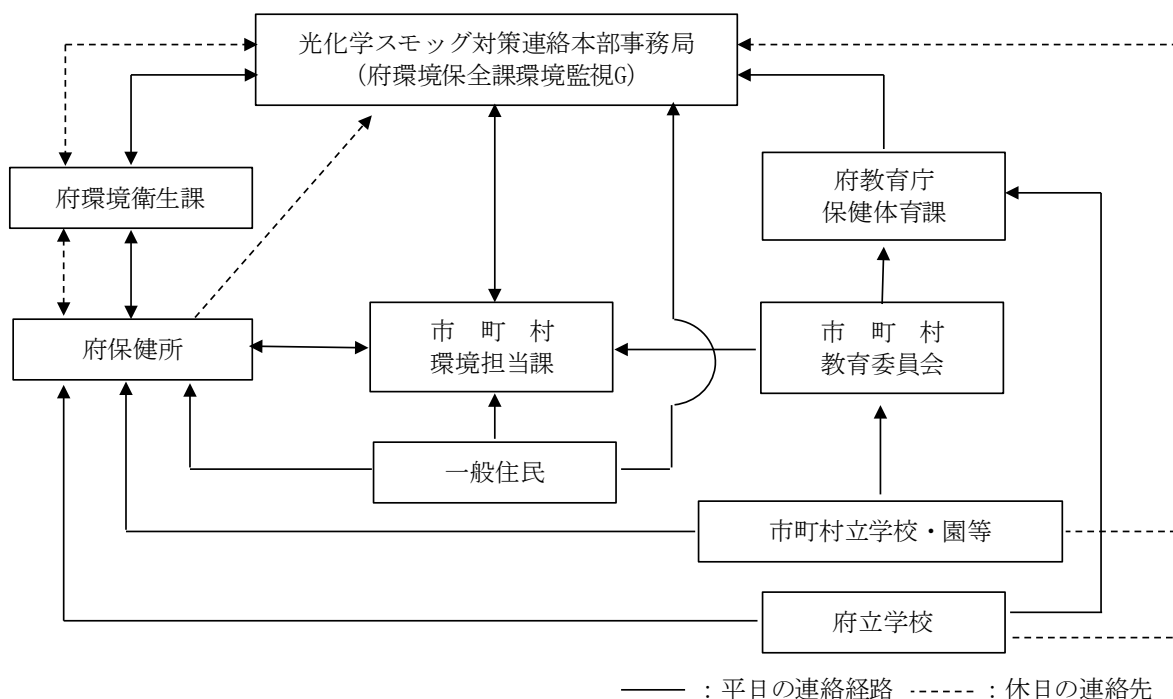
学校や保健所等又は住民から光化学スモッグによると思われる被害の訴えの届出を受けた関係機関は、被害を訴えた者に対し適切な処置をとるとともに、速やかに光化学スモッグ対策連絡本部（前述）に連絡することとしています。（図2-5-1）

連絡を受けた光化学スモッグ対策連絡本部では、被害の状況等を取りまとめ、原則として報道機関に情報の提供を行なっています。

また、被害等の調査をする必要があると認めた場合には、光化学スモッグ調査班（前述）が関係機関に協力を得ながら、光化学スモッグの原因究明及び光化学スモッグに関する環境調査、医学的調査等に当たることとしています。

各学校では、光化学スモッグによると思われる被害が発生した場合は、「光化学スモッグ被害調査表」に症状を感じた日時、場所、訴え人数等を記入し、被害状況の把握に努めるとともに、手足のしびれ、けいれん、失神などの重い症状の被害が発生した場合は、個々の被害者についての症状を詳細に調査し、「光化学スモッグ被害調査票」により、迅速に所轄の保健所及び府教育委員会事務局教育振興室保健体育課（市町村立学校は当該市町村教育委員会経由、府立学校は直接）に届け出ることとなっています。この場合、後刻文書をもって同様の経路で被害の報告をします。なお、休日のクラブ活動時等に被害の訴えがあった場合は、光化学スモッグ対策連絡本部事務局（環境管理室環境保全課環境監視グループ）に直接電話をすることとなっています。

### 【根拠法令等】被害の訴え等の措置 細目7



（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市及び枚方市については、各市の環境担当課にて市保健所及び市教育委員会からの情報を集約し、光化学スモッグ対策連絡本部事務局に連絡。）

図2-5-1 光化学スモッグによると思われる被害の訴えがあった場合の主な連絡経路

【参考】光化学スモッグ被害調査票（一般用）

様式4

光化学スモッグ被害調査票（一般用）				
		記入日 平成 年 月 日		
		記入者		
		所属		
届出者	氏名(機関、団体)	(代表者)		
	住所(所在地)			
	連絡先※1	(氏名)	(電話)	
被害者	氏名等※2	性別( ) 年令( 才)	職業(学校名・学年)( )	
	住所等	(電話)		
※1 連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする事 ※2 集団での被害の場合は、全体の被害者数及び男性、女性の内訳を記入すること				
<b>1 症状を感じた日時及び気象状況</b>				
平成 年 月 日 (午前・午後) 時 分～ 時 分 天候(晴・曇・雨) 風(強・弱・やや有・無風)				
<b>2 症状を感じた場所</b>				
(1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内(窓:開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他( )				
<b>3 症状を感じたときの活動状況</b>				
(1) 屋外で運動中( ) (2) 室内で運動中( ) (3) 屋外で作業中( ) (4) 室内で作業中( ) (5) その他( )				
<b>4 症状</b>		男(人)	女(人)	処置・経過
(1) 目がチカチカする(目が痛い)				
(2) せきがでる				
(3) のどがいがらい(のどが痛い)				
(4) はきけがする				
(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる				
(6) 胸が痛む				
(7) 頭痛がする				
(8) 手足にしびれ感がある				
(9) その他( )				
(医師の治療) あり( 人)・なし (医療機関名)				
<b>5 重症者名とその症状</b>				
氏名	年令	性別	職業(学校名・学年)	症状
<b>備考</b>				

※学校で発生した被害の把握には、学校用の調査票(様式5)を使用すること。

【参考】光化学スモッグ被害調査票（学校用）

様式5

光化学スモッグ被害調査票（学校用）											
										記入日 年 月 日	
										記入者	
										所属	
届出者	学校名							代表者			
	所在地							電話			
	連絡者										
	緊急連絡先	(氏名)					(電話)				
※ 緊急連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする											
被害者	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	教職員	計	合計 ( 人)	
	性別										
	男										
	女										
<b>1 症状を感じた日時</b> 午前 年 月 日 時 分～ 時 分 及び気象状況 午後											
<b>2 症状を感じた場所</b> (1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内 (窓：開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他											
<b>3 症状を感じたときの活動状況</b> (1) 屋外で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (2) 室内で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (3) 屋外で軽作業中 (授業、清掃等) (4) 室内で軽作業中 (授業、清掃等) (5) その他 ( )											
<b>4 症状</b>								男(人)	女(人)	処置・経過	
(1) 目がチカチカする (目が痛い)											
(2) せきがでる											
(3) のどがいらい (のどが痛い)											
(4) はきけがする											
(5) 胸がくるしく息がつまりそうになる											
(6) 胸が痛む											
(7) 頭痛がする											
(8) 手足にしびれ感がある											
(9) その他 ( )											
(医師の治療) あり ( 人) なし (医療機関名)											
<b>5 重症者名とその症状</b>											
氏名		年齢	性別	学年、組			症状				
<b>備考</b>											

注1 被害が発生した場合は、速やかに所轄の保健所に連絡するとともに、大阪府教育庁保健体育課（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会を經由）あてに電話及び本書面にて連絡すること。  
 2 なお、休日のクラブ活動時等に被害の訴えがあった場合は、環境管理室環境保全課環境監視グループ（光化学スモッグ対策連絡本部事務局）に直接連絡すること。

## 第3編 資料

### 1 光化学スモッグの概要

#### (1) 光化学スモッグの歴史

光化学スモッグは、1943年夏頃、アメリカ・ロサンゼルス地域を中心に発生したのが最初といわれ、わが国では、1970年7月18日に東京都杉並区の高校において生徒から被害の訴えがありました。

大阪府では、1971年8月9日に初めて光化学スモッグ注意報の発令を行いました。同月27日には、光化学スモッグ注意報の発令中に高石市内において中学生など118人が被害を訴えたのをはじめ、岸和田市、泉佐野市及び泉大津市においても被害の訴えがあるなど、この日の被害訴え総数は249人となり、うち10人が入院治療を受けました。

その後、府内における光化学スモッグの発生状況は、1973年度の予報48回、注意報26回、警報1回、被害訴え者数3,122人をピークに減少し、近年の被害訴え者数は10人未満で被害発生の無い年度が多くなっています。

#### (2) 光化学スモッグの発生機構

大気中の窒素酸化物や炭化水素、揮発性有機化合物（VOC）が太陽光線中の紫外線のもとで反応（光化学反応）すると、二次的に新たな汚染物質（光化学反応生成物質）が生成されます。

この光化学反応生成物質には、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）、過酸化物、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド、アクロレイン等の還元性物質、エアロゾル、活性の強い遊離基などがある（図3-1-1）。上記の酸化性物質を総称して「オキシダント」といい、オキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものの総称を「光化学オキシダント」といいます。この光化学オキシダントによるスモッグを光化学スモッグといいます。

光化学スモッグは、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日に発生しやすく、遠くの山や建物がいつもより見えにくく、もやのかかったような状態になります。

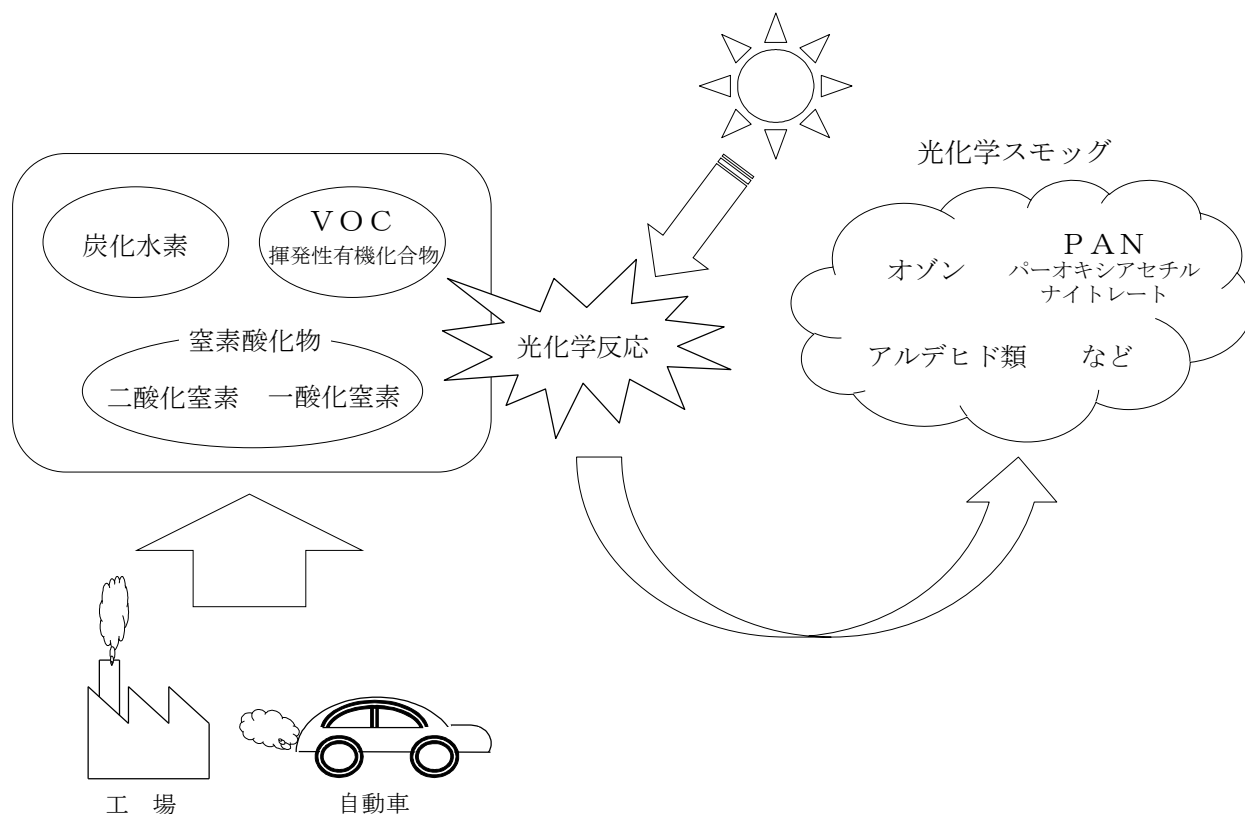


図 3-1-1 光化学スモッグの発生機構

### (3) 光化学スモッグによる被害

光化学スモッグによる被害は、大きく分けて人体への影響と植物への影響があるといわれています。

#### ① 体への影響

光化学スモッグの発生に伴って、目がチカチカする、のどが痛いなど、目やのどの刺激を中心とする被害が報告されていますが、その中には気管支の異常感や呼吸の困難なども含まれています。これらの症状は光化学オキシダントのうちオゾン、PAN、ホルムアルデヒド、アクロレイン等の化学物質の複合作用によるものであると考えられていますが、ほとんどが一過性で比較的軽症のものです。

#### ② 物への影響等

光化学オキシダントのうち、オゾンやPANは植物に対して葉を変色させたり、光合成速度を低下させるといった被害を与えると考えられています。

このほか、エアロゾルによる視程障害もあげられます。エアロゾルの生成についての定説はありませんが、窒素酸化物や炭化水素の光化学反応生成物、二酸化硫黄、炭化水素や窒素酸化物の光化学反応による硫酸塩、硫酸ミスト、炭化水素と光化学スモッグ成分との反応による有機性のミストなどが考えられています。





大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課 環境監視グループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号  
TEL 06-6210-9621